著作権と日本コンテンツの未来 (知的財産戦略調査会提言から)

2023年5月29日 山田太郎事務所 Ver 12.0

本日のアジェンダ

知的財産戦略調査会とは 過去の提言等と実現した政策 2. デジタルコンテンツ戦略小委員会 3. 2023年提言(概要) 4. デジタル時代のコンテンツ戦略 5.

1.知的財産戦略調査会とは

そもそも「知的財産」とは(定義)

知的財産基本法 第2条

「知的財産」とは、

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出される もの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び 営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報(1項)

「知的財産権」とは、

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利(2項)

出典:<u>知的財産基本法</u>

そもそも「知的財産」とは(体系)

知的財産の種類

知的創造物についての権利等 ○ 「発明」を保護 特許権(特許法) ○出願から20年 (一部25年に延長) 実用新案権 ○物品の形状等の考案を保護 ○出願から10年 (実用新案法) ○物品、建築物、画像の デザインを保護 意匠権 (意匠法) ○出願から25年 ○文芸、学術、美術、音楽、 著作権 プログラム等の精神的作品を保護 ○死後70年(法人は公表後70年、 (著作権法) 映画は公表後70年) 回路配置利用権 ○半導体集積回路の回路配置の 利用を保護 (半導体集積回路の回路配置 ○登録から10年 に関する法律) ○植物の新品種を保護 育成者権 ○登録から25年(樹木30年) (種苗法)

営業上の標識についての権利等

商標権(商標法)

- |○商品・サービスに使用する | マークを保護
- ○登録から10年(更新あり)

商号(商法)

○商号を保護

商品等表示 (不正競争防止法) ○周知・著名な商標等の不正 使用を規制

地理的表示(GI)

地理的表示(GI)

○品質、社会的評価その他の 確立した特性が産地と結び ついている産品の名称を保護

経産省所管 農水省所管 その他

特許庁所管

産業財産権

文化庁所管

著作権

(技術上、営業上の情報)

営業秘密 (不正競争防止法)

○ノウハウや顧客リストの 盗用など不正競争行為を規制 産業財産権=特許庁所管

知的資産、無形資産との関係

無形資産

ex.) 借地権、電話加入権等

知的資産

ex.) 人的資産、組織力、経営理念 顧客とのネットワーク、技能等

知的財産

ex.) ブランド、営業秘密、ノウハウ等

知的財産権

ex.) 特許権、実用新案権 著作権等

知的資産

自民党:知的財産戦略調査会とは

- 知的財産戦略について総合的な視点から基本政策を扱う「調査会」(党則48条)<u>**</u>
- 2006年4月25日、初会合を実施*

自民党での知的財産に関する議論

知的財産戦略調査会の設置前(~2006年) 司法制度調査会や経済産業部会などの関係する調査会や部会が合同会議の形で議論

知的財産戦略調査会の設置後(2006年~) 知的財産戦略調査会に会議をまとめ、総合的な視点から議論を行い、政策提言を強化*

: 自民党知的財産戦略調査会コンテンツ小委員会Facebook

自民党:知的財産戦略調査会コンテンツ小委員会(2013-)







知的財産戦略本部(知的財産基本法第24条に基づき2003年に設置)

(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官、知的財産戦略担当大臣(※1)、文部科学大臣、経済産業大臣 その他の全閣僚及び民間有識者(10名)で構成)

知的財産推進計画を毎年度策定(知的財産基本法第23条)

策定

知的財産推進計画

知的財産基本法に基づき、知 的財産戦略本部が決定する政 府全体の推進計画。2003年か ら2020年まで毎年策定してい る。

総合調整

•実行

事務局

知的財産戦略推進事務局

Cabinet Office, Government of Japan

人内閣府

知的財産(※2)の創造、保護及び活用の推進を 図るための基本的な政策に関する企画・立案及 び総合調整。(内閣府設置法第4条第1項第6号)

推進計画素案等のとりまとめ

構想委員会(民間有識者で構成)

- ①「知的財産戦略ビジョン」に掲げた「価 値デザイン社会」実現のための中長 期の方向性及び具体的施策の構想
- ②各種施策の実施状況の検証・評価
- ③毎年度の知的財産推進計画の素案と りまとめ

実行



経済産業省 (特許庁)

産業財産権(特許、 商標、意匠など) 標準化

コンテンツ振興

著作権 文化芸術振興 産学連携

文部科学省

(文化庁)

農林水産省

育成者権 地理的表示

財務省

水際措置



法務省



事務

局

総務省 Ministry of Internal Affairs

放送•通信



警察庁

取締

出典:官邸HP (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki 2/wg_contents/dai 1/pdf/siryou 1.pdf)

2.過去の提言等と実現した政策

提言等の一覧

知的財産戦略調査会の提言一覧(山田太郎が関わったもの)

2020年1月30日

① 海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ

2020年5月21日

② 知的財産戦略調査会 提言(2020年)

2020年9月 1日

③ 国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言

2021年6月 1日

④ 知的財産戦略調査会 提言(2021年)

2023年5月23日(New!)

⑤ 知的財産戦略調査会 提言(2023年)

※

知的財産戦略調査会 提言(2021年)の 策定当時、山田は、デジタル大臣政務官であり、 政府側の人間であった

知的財産戦略調査会の過去の提言等 一覧(その1)

2020年1月30日 海賊版対策のため の著作権法改正に 関する申入れ

海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ

令和2年1月30日 自民党・知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会

巨大海賊版サイト「漫画村」が閉鎖された今も、依然として膨大な数の海賊版サイトが存在しており、我が国が世界に誇るマンガ・アニメなどのコンテンツ産業が日々被っている被害は、深刻な状況にある。

クリエイターが正当な利益をしっかりと確保し、次の創作につなげられるようにするためには、実効的な海賊版対策のための著作権法改正が急務である。その一方で、インターネットが国民の様々な情報収集や表現活動、ビジネスに欠くことのできない社会的基盤となっている中、安心してインターネットを利用できるようにすることも必要不可欠である。

自民党・知的財産戦略調査会においては、これまでもこのような観点から、著作権 法改正について、権利保護と知財活用のバランスのとれたものとなるよう求めてきた。

文化庁においては、漫画家・消費者などを含めた有識者検討会において、改めて「リーチサイト規制」及び「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に係る具体的な制度設計等の検討が進められ、1月16日に議論が取りまとめられたところである。

一方で、国民の間には、これらによっても解消し切れない昨春来の懸念・不安の声がある。それに真摯に応えるとともに、海賊版対策の実効性を更に強化する観点から、知的財産戦略調査会及びデジタル社会実現に向けての知財活用小委員会は、政府に対して著作権法改正案に関して下記4点を要請する。

記

- 1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象から、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を除外すること(民事・刑事の両方)
- 2. <u>リーチサイト規制に関する刑事罰</u>の運用を懸念する声もあることから、侵害コンテンツのダウンロード違法化と同様、<u>インターネット利用が不当に制限されないよ</u>う運用上の配慮を行う旨を附則に明記すること
- 3. 海賊版対策の本丸である<u>「違法アップロード対策」を充実するための方策(特に</u> 民間との協働や国際連携・国際執行など)について検討・措置を行う旨を附則に明 記すること
- 4. 研究活動などにおける著作物利用の困難性を指摘する声もあることから<u>研究目的</u> の権利制限規定の創設、その他デジタル社会に対応した知財活用のための施策について、権利者の利益保護に留意しつつ、速やかに検討を進めること

2020年5月21日

知的財産戦略調 査会提言 知的財産戦略調査会提言

令和2年5月21日 自由民主党政務調査会

1. 提言の背景

世界で急速に進行しているデジタル化は、イノベーションを促進し、経済発展と社会的課題の解決を同時にもたらす大きな可能性を有している。デジタル・トランスフォーメーションを加速し、それと整合的な産業構造や就業環境を実現することにより、日本の強みである「現場力」を生かし、デジタル時代においてもわが国が競争力を維持・向上させる戦略が求められる。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)がもたらす社会変革によって、この戦略の重要性・緊急性は、より強いものとなる。

こうした戦略を実行する上で、価値の源泉、成長のエンジンとして、知的財産の重要性はますます高まっている。従来の知的財産権法がカバーする分野に加え、必ずしもそこに含まれない無形の知的財産、特にデータは戦略的にきわめて重要である。これからの競争の主戦場は、バーチャルデータから、わが国の強みに直結するリアルデータにシフトしていくと考えられ、リアルデータの利活用によって競争優位を確立する戦略を描く必要がある。また、音楽、映画、マンガ、アニメなどのコンテンツ産業から、製造業、農業、ヘルスケア、社会インフラ、物流、防災、観光、建築・デザイン等に至る幅広い産業・領域において、デジタル・トランスフォーメーションとデータ利活用の効用を最大限に発揮し、新たな価値を創出していくことが重要である。

そのためには、著作権制度、産業財産権制度をはじめとする知的財産関連の諸制度や、技術、商慣行などを統合的に俯瞰し、デジタル時代に即した知的財産の創造、保護及び利活用のための適切なルールづくりに取り組むとともに、プライバシーの保護、創作者・設計者に対する適正な対価還元や就業環境の確保、さらには知的財産の創造・活用に関する国際連携と安全保障といった幅広い観点や、国際的なルール形成も視野に入れつつ、官民を挙げて世界をリードするための取組を推進していくことが重要である。

このような問題意識から、本調査会においては、データ利活用推進のためのルール整備、コンテンツ・クリエーション・エコシステムの構築などについて議論を重ねるとともに、デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会、知財価値創造インフラ推進小委員会、技術的優越の確保に関する小委員会を設置して集中的に検討を行ってきた。その際、それぞれのテーマについて有識者などからのヒアリングを精力的に行い、国際的な動向、国内外の企業の新たなビジネスモデル、地域における現状などを踏まえ、幅広い観点から検討を深めてきた。こうした検討を踏まえ、今後とるべき方策について、以下のとおり提言する。

L

知的財産戦略調査会の過去の提言等 一覧(その2)

2020年9月1日

国立国会図書館の 図書等のデジタル化 についての提言 国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言

令和2年9月1日 自由民主党 政務調査会

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国の図書館が休館するなど研究者や教育者、学生などに大きな影響を及ぼした。同時に、ウィズコロナ時代のニューノーマルに対応した新たな研究・教育活動を下支えする学術環境の早期構築の必要性が明らかになった。

国立国会図書館の図書等のデジタル化の状況を振り返ると、著作権法(第 31 条第2項)により所蔵資料の網羅的なデジタル化が可能とされているが、実際には、年間約 43 万点の図書等の収集に対し、わずか 2 万点(約 5%)のデジタル化処理能力(予算)しか備えていない。また、国内刊行の図書等のうち、概ね 1968 年以前の発刊の図書等 244 万点(約 20%)のみしかデジタル化されておらず、デジタルアーカイブを前提とした図書等の活用に至っていないのが現状である。

また、①デジタル化された図書等について OCR (光学文字認識) 処理がなされておらず本文検索ができない、②有償の電子書籍等や新聞社の WEB のみに掲載されたニュースについては収集もデジタルアーカイブもされていない、③もともとデジタルで作成された図書等についても紙資料での納本後改めてデジタル化せざるを得ないなどの課題が指摘されている。

政府の「骨太の方針 2020」においても「教育・研究環境のデジタル化・リモート化」「誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制整備」などと指摘されており、また、関係府省庁では、国立国会図書館でデジタル化された資料へのアクセスを容易化するための著作権法改正が検討されていることから、これと軌を一にして、日本の知の中心である国立国会図書館の図書等のデジタル化を推進し、収集した資料の保存と知の活用を強力に推し進めることが必要である。

具体的には、まず、デジタル化されていない2000年以前に出版された図書等(165万点) について、5年以内に紙資料を電子化する。その際、データには OCR 処理を行い、画像だけ でなくコンピュータ文字として認識できる状態で保存し、すでにデジタル化している図書 等についても併せて OCR 処理を行う。2001年以降に出版された図書等については、2026年 までに広くデジタル化の実現手段を探る。

活用面では、国立国会図書館の関係者協議や関係府省庁において、上記課題やウィズコロナ時代に対応した図書館送信制度、絶版等資料へのアクセス容易化のほか、デジタルアーカイブされた図書等の全文検索とスニペット表示 (検索キーワードの前後文章の表示)の公開促進などの実現に向けた検討がなされることが望ましい。

いずれにしても、専門的知見に基づく調査や豊富な情報資源の提供によって国会の活動をサポートするという重要な役割を担っている国立国会図書館におけるデジタル化の推進は、我々立法府に課せられた貴務である。また、政府に対しても予備費の活用を含めた予算面での手当などその推進を強く求めるものである。

2021年6月1日

知的財産戦略調 査会提言 知的財産戦略調査会提言

令和3年6月1日 自由民主党政務調查会 知的財産戦略調查会

1. 標準の戦略的な形成・活用について

(1) 現状・問題意識

近年のデジタル化の進展に伴い、産業構造は、既存の製品・サービス、企業、業種ごとのピラミッド型のバリューチェーン構造から、業種を超越した横断的なレイヤーでつながるネットワーク・システムへと大きく変化している。こうした中、企業のビジネスモデルを巡る競争は、標準を戦略的に活用し、自らが得意なレイヤーをいかに有利に位置づけて優位な状況を構築することができるかに、変化を迫られている。

そもそも、国際標準に関する機関としては、ISO(国際標準化機構)やITU(国際電気通信連合)等が存在するが、例えば、ISOについては、各国企業がその認証を得ることが、海外進出の際の重要なツールとなるなど、各国の産業戦略と密接に関連している。これらは、欧州域内の市場統合の観点から始まった様々な規格の統一が基になっている。グローバル化の進展に伴い、欧州のみならず、米国や中国をはじめ主要国は、世界の市場や経済覇権を狙って、様々な分野での標準化を国家戦略として進めている。自国に有利な国際標準を形成することと併せて、自国が輸出する製品やそれに伴う社会的インフラ等を積極的に他国に普及・浸透させることで、大きな市場を獲得できると共に、結果として他国の自国への依存度を高めさせることにもなる。すなわち国際標準化には、各国の経済安全保障上の戦略的価値がある。

このため、各国はそれぞれの産業戦略・技術戦略等に基づいて、国際標準の形成・活用に関する活動を積極的に行っている。例えば、米国では国立標準技術研究所 (NIST)、ドイツではフラウンフォーファー研究所、中国では中国標準化研究院、中国工程院といった組織が中心となって、民間の標準形成・活用を強力にバックアップするなど、官民が連携した戦略的な標準形成・活用が推進されているところである。当然、グローバルに展開する多くの海外企業にとっても、標準戦略は経営判断の根幹となっているところであり、現に、欧州、中国の有力企業の経営トップは、国際標準化活動に主体的な関与をしてきている。

こうした諸外国における取組に比べ、これまでの我が国における標準の形成・活 用に対する官民の意識や取組は、大きく見劣りするものであった。

我が国においても、官民が一体となって戦略的な標準活用を推進するため、令和

以上

海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ

海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ

● 2020年2月3日 萩生田文部科学大臣 申し入れ

以下4項目を政府に対して要請

- 1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象から、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合は除外すること(民事、刑事の両方)」
- 2. リーチサイト規制に関する刑事罰の運用を懸念する声もあることから、侵害コンテンツのダウンロード違法化と同様、インターネット利用が不当に制限されないように 運用上の配慮を行う旨を附則に明記すること
- 3. 海賊版対策の本丸である「違法アップロード対策」を充実するための方策(特に民間との協働や国際連携、国際執行など)について検討、措置を行う旨を附則に明記すること
- 4. 研究活動などにおける著作物利用の困難性を指摘する声もあることから、研究目的の権利制限規定の創設、その他デジタル社会に対応した知財活用のための施策について、権利者の利益保護に留意しつつ、速やかに検討を進めること





2019年 スクショ 違法化 騒動

「スクショー違法に? DL違法化の拡大方針まとまらず

⋒ 有料記事

F田真由美 2019年1月25日 21時42分







ダウンロード違法化拡大について話し合われた文化 審議会著作権分科会の法制・基本問題小委員会=2 019年1月25日午前10時6分、東京都港区

海賊版だと知りながらインターネット上に ある漫画や写真、論文などあらゆるコンテン ツをダウンロードすることを罰則付きで禁止 する方針について、25日にあった文化審議 会著作権分科会の法制・基本問題小委員会で 予定通りに意見がまとまらなかった。刑事罰 の対象範囲をもっと絞り込むべきだと反対意 見が続出したためだ。 文化庁 は通常国会に 著作権法 の改正案を提出する方針を変えてい ないが、日程的な余裕がないとして小委員会

での議論は打ち切りに。今後は委員から個別に聞き取りつつ、意見の取りまとめを目指す異 例の事態となった。

禁止されるのは、ネット上に違法に載せられている著作権を侵害したコンテンツを、海賊 版だと確定的に知りながら、パソコンや スマートフォン などの端末に複製する行為。著作 権を侵害しているコンテンツが映った画面を撮影し、メモ代わりに画像として端末に保存す る「スクリーンショット」も違法となる。

有償で売られているコンテンツの海賊版をダウンロードした場合には、懲役2年以下か2 00万円以下の罰金もつける方針だった。だが、文化庁が募った パブリックコメント には 534件の意見が集まり、ネット利用が萎縮することや刑事罰により捜査で乱用されること を懸念する声が寄せられていた。

「官邸に連絡して"これでは自民党は負けます"と言った」「今 も挟まれて苦しい立場だ」ダウンロード違法化、ブロッキング 問題で山田太郎議員

■ NewsBAR橋下

2019/10/19 11:00













ABEMAでみる

「漫画やアニメなどの表現の自由を守る」と訴え続け、ネット選挙運動を駆使した7月の参院選で見 事に当選を果たした自民党の山田太郎議員が17日放送のAbemaTV『NewsBAR橋下』に出演。注目 されるダウンロード違法化の問題について橋下徹氏ら出演者と議論した。

■「公認取り消しになってもいいと、腹を括った」

出典: ABEMA TIMES (https://times.abema.tv/articles/-/7024511)

令和2年著作権法改正:概要

- 1. インターネット上の海賊版対策の強化
 - ① リーチサイト対策
 - ② 侵害コンテンツのダウンロード違法化

2. その他

- (1) 著作物の円滑な利用を図るための措置
 - ① 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大
 - ② 行政手続に係る権利制限規定の整備
 - ③ 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入
- (2) ライセンス料相当額の考慮要素の明確化
 - ④ 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化
 - ⑤ アクセスコントロールに関する保護の強化
- (3) その他
 - ⑥ プログラムの著作物にかかる登録制度の整備

令和2年著作権法改正:衆参全会一致で成立

件名	著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律 の一部を改正する法律案		
種別	法律案 (内閣提出)		
提出回次	201回	提出番号	49

衆議院本会議経過		
議決日	令和2年5月26日	
議決	可決	
採決態様	全会一致	
採決方法	異議の有無	

参議院本会議経過		
議決日	令和2年6月5日	
議決	可決	
採決態様	全会一致	
採決方法	起立	

出典:参議院HP 議案情報(https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201080201049.htm)

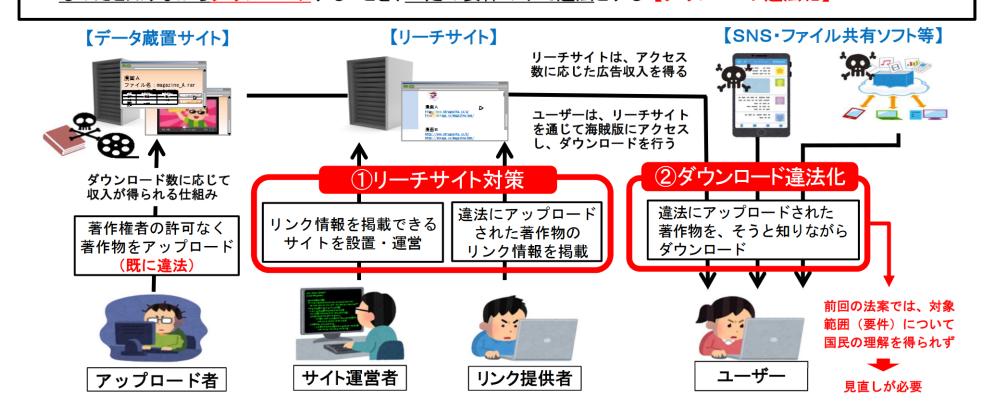
1.インターネット上の海賊版対策の強化

<現行法上の取扱い>

- 著作権者の許可なく著作物(全般)をインターネット上にアップロードすることは違法
- 違法にアップロードされた音楽・映像を、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードすることは違法

<今回の改正案による規制内容>

- ① <u>違因:アップロードされた著作物へのリンク情報を集約した「リーチサイト」を規制</u>する((ア)<u>サイト運営行為</u>と、(イ)リンク提供行為の両方を規制する)【リーチサイト対策】
- ② 違法にアップロードされた著作物(<u>漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど</u>)を、<u>違法にアップロードされた</u> ものだと知りながらダウンロードすることを、一定の要件の下で違法とする【ダウンロード違法化】



1. ①リーチサイト対策

く改正のポイント>

違法にアップロードされた著作物(侵害コンテンツ)へのリンク情報を集約した「リーチサイト」や「リーチアプリ」によって、海賊版被害が深刻化していることから、①リーチサイト・リーチアプリにおいて<u>侵害コンテンツへのリンクを提供する行為</u>、②<u>リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為</u>を規制する。

- 1. リーチサイト・リーチアプリの定義 【第113条第2項第1号・第2号】
- ・公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト・アプリ
- 主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト・アプリ

2. 規制内容

	規制内容(措置)
リンク提供者	民事措置(著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする)【第113条第2項】 (※) リンク先が侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合に限る。
	刑事罰(3年以下の懲役・300万円以下の罰金(併科も可))【親告罪】(※)故意犯のみ処罰【第120条の2第3号等】
サイト運営者アプリ提供者	刑事罰(5年以下の懲役・500万円以下の罰金(併科も可))【親告罪】【第119条第2項第4号・第5号等】 (※) 侵害コンテンツへの <u>リンク提供等を認識しつつ放置するなどの場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う(権利者はサイト運営者等に対して差止請求が可能</u> となる)。【第113条第3項】 (※) いわゆる「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制は及ばない。

(参考) 平成31年2月時点の法案からの修正点

- ① サイト運営者・アプリ提供者に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更。【第123条】
- ② 自ら直接的にサイト運営・アプリ提供を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に 今回の規制が及ばないことを条文上明確化。【第119条第2項第4号·第5号等】
- ③ 刑事罰の運用に当たっての配慮規定を附則に追加。【附則第4条】

1.②侵害コンテンツのダウンロード違法化

く改正のポイント>

- 違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制(私的使用であっても違法とする)について、対象を<u>音楽・</u>映像から著作物全般(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)に拡大する。
- その際、国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、規制対象を<u>違法にアップロードされたことを知りながら</u> <u>ダウンロードする場合のみ</u>とする(※)とともに、①<u>漫画の1コマ〜数コマなど「軽微なもの」</u>や、②二次創作・パロディ、 ③「<u>著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合</u>」のダウンロードは規制対象外とする。
 - (※) 重過失によって違法にアップロードされたものだと知らなかった場合も、規制対象とはならない。
- さらに、<u>刑事罰</u>については、特に悪質な行為に限定する観点から、<u>正規版が有償で提供されている著作物</u>の ダウンロードであること、<u>反復・継続してダウンロードを行う</u>ことを要件とする。 (法定刑:2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科も可)、全て「親告罪」(権利者の告訴が必要))

く改正後のイメージ>

	民事措置【第30条第1項第4号·第2項】	刑事罰【第119条第3項第2号·第5項等】	
	違法にアップロードされた <u>著作物全般</u>	違法にアップロードされた <u>著作物全般</u> で、 正規版が有償で提供されているもの	
対象著作物・ 対象行為	【除外①】 <u>漫画の1コマ〜数コマなど「軽微なもの」は対象外</u> (※)スクリーンショットを行う際の違法画像等の写り込みについても違法とはならない (法第30条の2により措置)		
	【除外②】 二次創作・パロディは対象外		
	【除外③】 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は対象		
主観要件	<u>違法にアップロードされたことを知りながら</u> ダウンロードする場合が対象 (※) 重過失によって違法にアップロードされたことを知らなかった場合も、対象とはならない		
常習性		<u>継続的に又は反復して</u> 行う場合が対象	
法定刑の水準	_	2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科も可)	
親告罪の扱い		すべて <u>親告罪</u> (権利者の告訴が必要)	

^(※)このほか、<u>附則に、(i)国民への普及啓発・教育の充実、(ii)適法サイトへのマーク付与等の推進、(iii)刑事罰の運用に当たっての配慮、(iv) 施行後1年を目途としたフォローアップ、(v)違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など)を規定</u>

^(※) 音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は、基本的に現行通りとする(今回の改正により後退させない)

2.①写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大

<改正のポイント>

- 〇 平成24年改正により創設された写り込みに係る権利制限規定は、「<u>写真の撮影」・「録音」・「録画」を行う際の写り込み</u> のみが対象となるなど、当時、立法の必要性が特に高かった部分に限定した規定となっている。
- その後、スマホやタブレット端末等の急速な普及や、動画投稿・配信プラットフォームの発達など、社会実態が 大きく変化している中で、従来の規定では不都合が生じる場面が顕在化して来たことから、スクリーンショットや 生配信を行う際の写り込みも対象に含めるなど、規定の対象範囲の拡大を行う。
- 〇 これにより、(i)<u>侵害コンテンツのダウンロード違法化による萎縮を防止</u>するとともに、(ii)<u>日常生活における</u> <u>様々な行為</u>(例:動画投稿・配信プラットフォームを活用した個人による生配信)や、<u>新たなビジネスニーズ</u>(例:ドローンで撮影した映像をリアルタイムで遠隔地に配信するサービスや、ゲーム制作に当たっての風景のCG化) に対応することが可能となる。

【主な改正内容】

	現行	改正後
対象行為	写真撮影・録音・録画	複製・(複製を伴わない)伝達行為全般 ※スクリーンショット・生配信・CG化なども広く含まれる
著作物創作要件	著作物の創作という創作性の認めら れる行為を行う場面に限定	無制限 ※固定カメラでの撮影やスクリーンショットなど、創作性が 認められない行為を行う場面における写り込みも含まれる
分離困難性	メインの被写体から分離困難な 著作物の写り込みだけが対象	メインの被写体に付随する著作物であれば、 分離困難でないものも対象 ※子供にぬいぐるみを抱かせて撮影する場合なども含まれる ※ただし、「正当な範囲内」という要件を設け、濫用的な利用 や権利者の市場を害するような利用(例:経済的利益を得 るためにあえて著作物を入れ込む)を防止

より

2.②行政手続に係る権利制限規定の整備

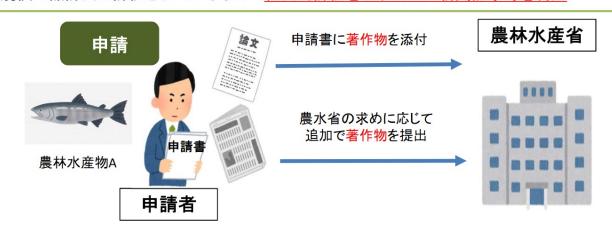
<改正のポイント>

- 〇 著作権法第42条第2項においては、特許等に関する審査が迅速・的確に行われるよう、<u>特許審査手続等</u>において、<u>権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができる</u>こととしている。
- 今般、<u>①地理的表示法(GI法)に基づく地理的表示</u>*<u>の登録、②種苗法に基づく植物の品種登録</u>についても、審査が迅速・的確に行われるよう、<u>権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができる</u>こととする。
 - ※「夕張メロン」、「みやぎサーモン」、「市田柿」、「神戸ビーフ」、「下関ふく」、「大分かぼす」など、地名と食品等が結びついた名称
- 〇 また、<u>今後、同様の措置が必要な行政手続の存在が明らかとなった場合に柔軟に対応</u>できるよう、<u>政令に</u>より随時追加することを可能とする。

(参考)地理的表示の登録に関する手続と著作物の主な利用場面

地理的表示の登録に関する手続においては、要件の充足性を判断するために文献や新聞記事等の著作物が利用されている。

- (例1) 産品の品質に関し、他には流通していない独自品種の科学的な特性を示すために学術論文等を利用
- (例2) 全国規模の品評会で評価されているなどの社会的評価を示すために新聞記事等を利用

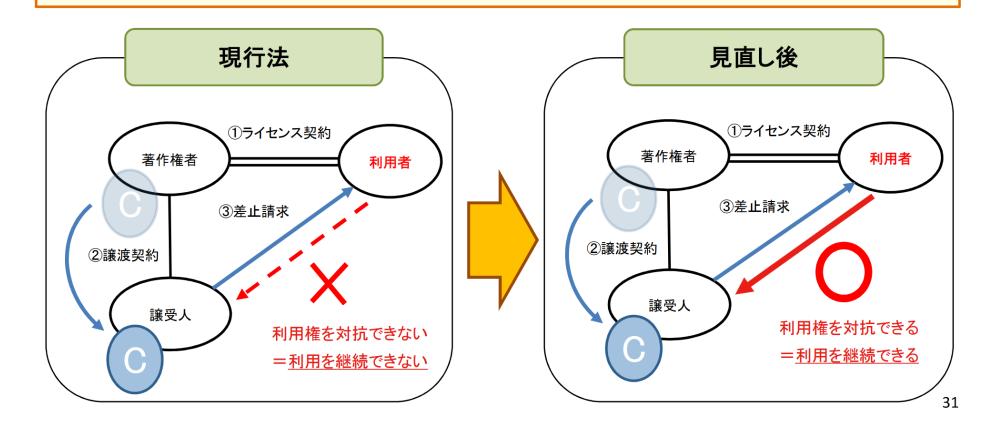


29

2.③著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入

く改正のポイント>

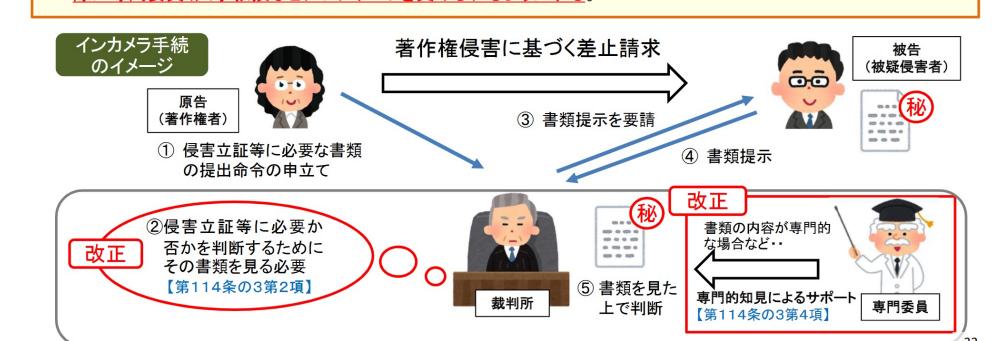
- 〇 著作権者と利用許諾契約<u>(ライセンス契約)</u>を締結して著作物を利用している者<u>(ライセンシー)</u>は、<u>著作権が譲渡された場合</u>、著作権の譲受人などに対し、<u>著作物を利用する権利(利用権)を対抗することができず、利用を継続することができない</u>状況。
- 特許法等における仕組みを参考に、著作権法においても、<u>ライセンシーが安心して利用を継続することが</u>できるよう、利用権を著作権の譲受人などに対抗できる制度を導入する。
 - (※)対抗するために、登録などの手続は不要(当然対抗制度)



2. ④ 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化

く改正のポイント>

- 著作権侵害訴訟においては、<u>裁判所</u>は、原告からの申立てに基づき、<u>侵害立証や損害額計算のために必要な</u> <u>書類を保有する被告に対して、提出命令を発することができる</u>こととされているが、<u>提出命令を発する必要性の</u> <u>有無を判断する前に実際の書類を見ることができないため、提出命令の可否について適切な判断ができない</u>場合もある。
- 〇 また、<u>被告</u>は、裁判所が提出命令を発する必要性があると判断したとしても、<u>正当な理由がある場合</u>は、<u>書類の提出を拒否できる</u>こととなっているところ、裁判所はその<u>正当な理由の有無を適切に判断するために、実際の書類を見ることができる</u>が、<u>専門性の高い書類については必ずしも十分に内容が理解できない場合</u>がある。
- 上記の課題を解決するため、<u>平成30年の特許法等改正</u>と同様、<u>①裁判所が書類提出命令を発する必要性の有無を判断する前の段階で、実際の書類を見ることができるようにする</u>とともに、<u>②実際の書類を見て判断する</u>際に専門委員(大学教授など)のサポートを受けられるようにする。



2.⑤アクセスコントロールに関する保護の強化

<改正のポイント>

- 近年、コンテンツ提供方法がパッケージ販売からインターネット配信に移行しており、それに伴い、<u>不正利用を防止するための保護技術(アクセスコントロール)</u>の一つして、<u>シリアルコードを活用したライセンス認証が広</u>く普及。一方、ライセンス認証の回避によるコンテンツの不正利用も発生。
- このような状況に現行著作権法では十分な対応ができないことから、<u>平成30年の不正競争防止法の改正</u>と同様、コンテンツの不正利用を防止するアクセスコントロールに関して、①<u>定義規定の改正(コンピュータソフトウェアに用いられるライセンス認証など最新の技術が保護対象に含まれることを明確化)</u>、②ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードの提供等に対する規制を行う(コピーコントロールについても同様の措置を行う)。

〈①定義規定の改正〉【第2条第1項第20号・第21号】

	著作権法	不正競争防止法
CD・DVDの 場合	0	0
ライセンス認証 の場合	Δ ⇒ O	〇(平成30年改正)

(※) CD・DVDの場合、<u>不正利用防止のための信号がコンテンツとともに(同時・同一場所に)記録</u>されており、<u>法律上の定義もこれを念頭に規定</u>。一方、コンピュータソフトウェアのライセンス認証の場合、<u>不正利用防止のための信号は、コンテンツとは別途(後から)、送信・記録</u>されるものであるため、従来の定義規定では、これが対象に含まれるかが不明確。

〈②規制対象行為の追加〉【第113条第7項】

	著作権法	不正競争防止法
回避装置・プロ グラムの提供	0	0
回避サービスの 提供	0	〇 (平成30年改正)
不正なシリアル コードの提供等	× ⇒ O	O (平成30年改正)

2.6プログラムの著作物に係る登録制度の整備

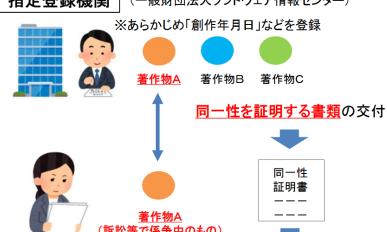
く改正のポイント>

- プログラムの著作物については、特殊性が高いことから、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」において著作権法の特例を規定しており、プログラムの登録は、文化庁長官が指定する「指定登録機関」(一般財団法人ソフトウェア情報センター)が行うこととなっている。
- 昨今のプログラム登録を巡る関係者の二一ズや、指定登録機関から要請を踏まえ、以下の見直しを行う。
 - ① <u>訴訟等での立証の円滑化に資するよう、著作権者等が自ら保有する著作物(訴訟等で係争中のもの)と、事前にプログラム登録をしておいた著作物が同一であることの証明を請求できる</u>こととする(これによって、<u>登録による</u>事実関係(例:創作年月日)の推定効果を確実に享受できるようになる)。
- ② 国及び独立行政法人が登録を行う場合の手数料免除規定を廃止する(民間企業等とのイコールフッティング)。

〈①プログラム登録に関する証明の請求の制度化〉【第4条】

指定登録機関

(一般財団法人ソフトウェア情報センター)



著作権者•利害関係者

訴訟等に活用

(例)相手方のプログラムよりも 先に創作したことが推定 ⇒相手方が著作権を侵害 していると立証しやすい

〈②手数料免除規定の廃止〉【第26条等】

	現行	→ 改正後
国及び 独立行政法人	<u>免除</u>	支払い義務あり
その他の者	支払い義務あり	支払い義務あり

(※) 登録手数料は、1件につき、47,100円。国及び独立行政 法人が登録する場合には手数料が免除され、その分の費用 は、指定登録機関の持ち出しとなる。近年、独立行政法人に よる登録が増加し、全体の1/3を超える規模となっており、 指定登録機関の財政の負担が著しく増加している。

より

29

スクショ違法化騒動が起きた法案からの修正点

海賊版対策の実効性を確保しつつ、国民の萎縮を防止するなどの観点から、以下の修正を行っている。

①附則に普及啓発・教育をはじめとした運用上の配慮規定などを追加

- (i)国民への普及啓発·教育の充実【附則第2条】
- (ii) 適法サイトへのマーク付与等の推進【附則第3条】
- (iii)刑事罰の運用に当たっての配慮【附則第5条】
- (iv)施行後1年を目途としたフォローアップ【附則第6条】
- (v) 違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など) 【附則第7条】

知財小委 の議論で 予め整理

申し入れ2

申し入れ3

- ②スクリーンショットを行う際に、違法にアップロードされた画像(例:アニメキャラのアイコン)が写り込むことなどを 違法化対象から除外(法第30条の2により措置)
- ③漫画の1コマ〜数コマなど、「軽微なもの」のダウンロードを違法化対象から除外
- ④「二次創作・パロディ」のダウンロードを違法化対象から除外

申し入れ1

- ⑤「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を違法化対象から除外
 - (※1) <u>ユーザー側に「不当に害しない」という立証責任を負わせる</u>とともに、「特別な事情」と明記することで<u>居直り的な利用を確実</u> <u>に防止</u>する。
- (※2) 「特別な事情」は、(ア)<u>著作物としての保護の必要性の程度</u>と、(イ)<u>ダウンロードの目的・必要性などの態様</u>の2つの要素 によって判断される。例えば、詐欺集団の作成した詐欺マニュアルを防犯目的でダウンロードする行為などが典型例。

14

2019年: DL違法化に関する主な流れ

2012年10月1日

著作権法の 改正・施行

初めて刑事罰の対象となる

※漫画や雑誌、論文などの静止画コンテンツの違法ダウンロードは規制されず

2019年2月25日

著作権法改正案 文化庁公開 違法ダウンロードとなる著作物の範囲としていた「音楽・映像」の限定を解除し、「漫画・書籍・論 文・コンピュータプログラム 」など、すべての著作物が対象

2019年3月13日

著作権法改正案国会提出見送り

国民の理解が深まっていないという指摘、国民の日常的なインターネット利用が萎縮するとの懸念や、漫画家などの海賊版被害の当事者から違法化の範囲が広すぎるという意見もあり、自民党総務会でこの法案を差し戻し決定

2020年12月4日

知財小委員会 事務局長就任 自民党の著作権法改正を扱う「知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用 小委員会」の事務局長(実務責任者)に就任 数十回にも及ぶ会議を開催し、関係者よりヒアリンングを行った 「海賊版対策のための著作権法改正案」を取りまとめた

2020年6月5日

著作権改正案 可決·成立

衆参両院で全会一致

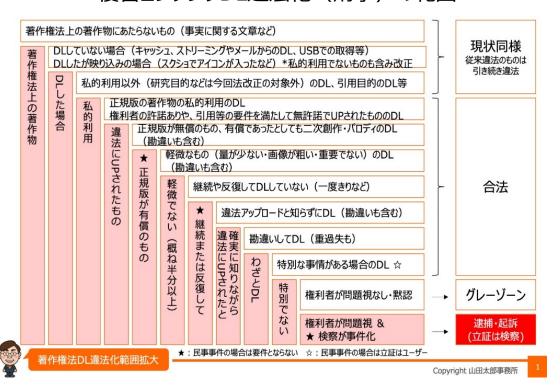
2019年: DL違法化

○ 2020年6月5日「改正著作権法」成立(衆参両院で全会一致)

自民党で著作権法改正を扱う「知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会」の責任者(事務局長)として、 文化庁著作権課との擦り合わせを行ってきました。

今回の法案は、10回を超える会議や検討会等で、あらゆる人たちの目に触れて、非常に問題が多かった前回の法案を修正して、**海賊版は許さないが、決して萎縮に繋がらないようにと、見直されて出来たもの**であり、保護と利用のバランスがとれたものとなっています。

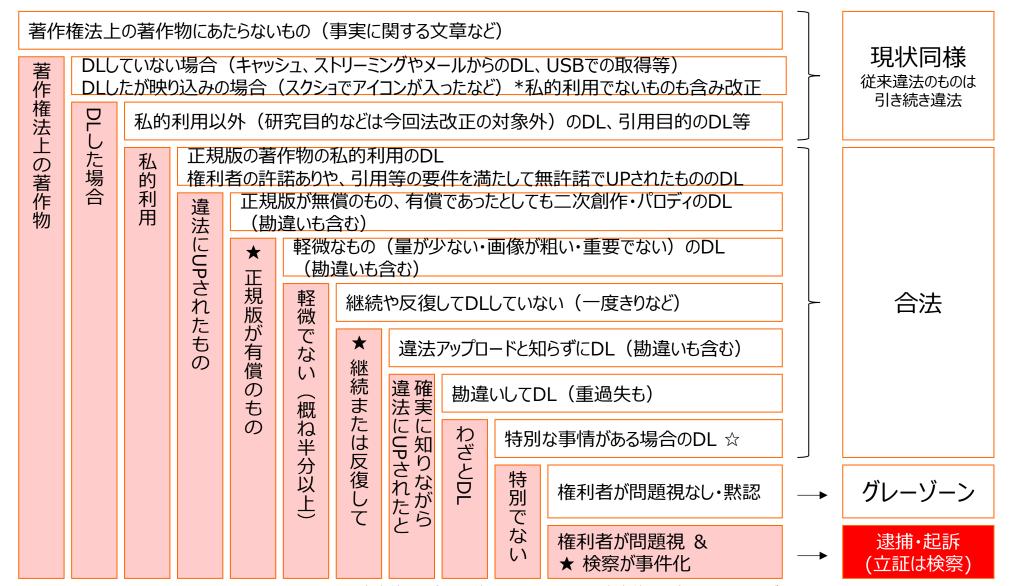
侵害コンテンツDL違法化(刑事)の範囲



「二次創作・パロディ」のダウンロードや 「軽微なもの」のダウンロードを 違法化対象から 除外することにしました。



侵害コンテンツDL違法化(刑事)の範囲



★:民事事件の場合は要件とならない ☆:民事事件の場合は立証はユーザー

知的財產戰略調查会提言 (2020年)

知的財産戦略調査会 提言(2020年) 申し入れ

2020年5月22日 菅官房長官等に申し入れ

以下の項目等を政府に対して要請

- 1. 知財分野の訴訟手続・情報開示見直し検討
- 2. 海賊版対策の国レベルの国際協調の強化
- 3. 公的裏付けをもった海賊版対策組織
- 4. 次世代デジタル著作権の確立(短期・中長期)
- 5. 著作権者 DB の整備(含 隣接権者への配分)
- 6. 販売目的プラットフォーム整備支援
- 7. その他
 - ・フリーランス保護
 - ・クリエーター支援
 - 制作現場の生産性向上
 - ・クリエーターへの適切な対価の還元
 - ・コンテンツの流通・利活用の促進





発信者情報開示手続の見直し

1. 省令改正(2020年8月31日改正、即日公布·施行) *

提言1

- 開示情報への「電話番号」の追加
- 2. プロバイダ責任制限法改正(2021年4月21日改正) *

提言1

- ① 新たな裁判手続の創設
- ② 開示請求を行うことができる範囲の見直し

発信者情報開示の問題点(2020年5月時点)

プロバイダ責任制限法改正

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続※)を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

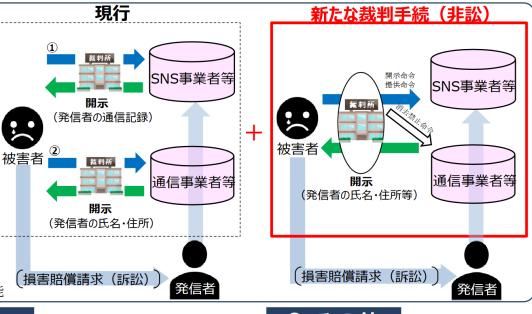
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※ を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- •発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする 「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- ・裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- •裁判管轄など裁判手続に必要となる事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能



2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

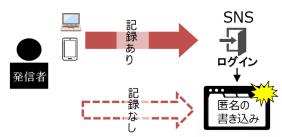
SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

• 発信者の特定に必要となる場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。

〈ログイン型サービスのイメージ〉

ID/パスワードを入力し、アカウントに ログインした上で投稿などを行うサービス



3. その他

【改正事項】

• 開示請求を受けた事業者が発信者 に対して行う意見照会※において、 発信者が開示に応じない場合は、 「その理由」も併せて照会する。

※新たな裁判手続及び現行手続 (訴訟手続及び任意開示)の場合

(施行日:公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

外国会社の登記の徹底



登記義務守らない外国会社7社 義務違反で 地裁に通知 法務省

日本で事業を行う「外国会社」をめぐり、会社法で定められた登記の申請を行う意思を示さないIT事業者7社について、法務省は義務違反だとして、東京地方裁判所に通知しました。 法務省が登記を行わない「外国会社」に対し、過料を科すべきだとして裁判所に通知するのは初めてです。

法務省は日本で事業を行う「外国会社」について、会社法で定められた登記の義務を徹底する必要があるとして、順守していないとみられるIT事業者48社に対し、去年12月から登記を促す文書を発出するなどして、申請を行うよう促してきました。

しかし、その後も対応に進展がみられず、登記の申請を行う意思を示さないIT事業者7社に対し、法務省は6月30日付けで義務違反だとして東京地方裁判所に通知しました。 法務省が登記を行わない「外国会社」に対し、過料を科すべきだとして裁判所に通知するのは初めてです。

法務省によりますと、これまでに登記の申請を促したIT事業者48社のうち、10社は登記を完了するなどしたか、電気通信事業を廃止して申請が不要になったということで、登記に至っていない31社についても、引き続き申請を行うよう求めることにしています。

出典: NHK「登記義務守らない外国会社7社 義務違反で地裁に通知 法務省」2022年7月1日



日本国内で法人登記をしていなかった 米グーグルや米マイクロソフトが、法 務省の再三の要請に応じる形で、よ うや〈登記を済ませた。インターネット上 で情報発信や通信販売などの場を提 供する「デジタルプラットフォーマー」であ る大手 I T企業を巡っては、影響力 の大きさに対して「情報開示や顧客保 護が不十分だ」との指摘が根強い。今 回の登記も、透明化に向けた一歩と いえそうだ。(以下略)

出典:産経新聞「透明化に向けた一歩 グーグル、MSが初の法人登記」2022年7月25日

令和3年著作権法改正

1. 図書館関係の権利制限規定の見直し

提言4

- ① 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信
- ② 図書館等による図書館資料のメール送信等

2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

提言4

- ① 権利制限規定の拡充
- ② 許諾推定規定の創設
- ③ レコード・レコード実演の利用円滑化
- ④ 映像実演の利用円滑化
- ⑤ 協議不調の場合の裁定制度の拡充

出典:文化庁HP「令和3年通常国会 著作権法改正について」(説明資料)より

令和3年著作権法改正:衆参全会一致で成立

件名	著作権法の一部を改正する法律案		
種別	法律案(内閣提出)		
提出回次	204回	提出番号	57

衆議院本会議経過	
議決日	令和3年5月18日
議決	可決
採決態様	全会一致
採決方法	異議の有無

参議院本会議経過	
議決日	令和3年5月26日
議決	可決
採決態様	全会一致
採決方法	起立

出典:参議院HP 議案情報(https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204080204057.htm)

1.図書館関係の権利制限規定の見直し(基本的な考え方・制度改正の全体像)

【基本的な考え方】

・図書館関係の権利制限規定については、従来から課題が指摘されていたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化。

・**民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意**しつつ、デジタル・ネットワーク 技術を活用した**国民の情報アクセスを充実**させる必要。

【制度改正の全体像】

①絶版等により一般に入手困難な資料 (絶版等資料)



国立国会図書館によるインターネット送信 (ウェブサイト掲載)を可能とする

②一般に入手可能な資料 (図書館資料)

補償金の支払いを前提に、一定の図書館等で著作物の一部分のメール送信等を可能とする

新刊書など

※厳格な要件により正規市場との競合等を防止

1

1.①国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

【現行制度・課題】

- ・<u>国立国会図書館</u>は、<u>デジタル化した絶版等資料</u>(絶版その他これに準ずる理由により入手困難な 資料)のデータを、<u>公共図書館や大学図書館等に送信することなどが可能</u>。
 - ⇒ 利用者は、公共図書館や大学図書館等に足を運んで、絶版等資料を閲覧
 - ⇒ 感染症対策等のために図書館が休館している場合や、病気等で図書館に行けない場合、近隣に図書館が存在しない場合には、絶版等資料の閲覧が困難

【改正内容】

- ・国立国会図書館が、絶版等資料(3月以内に復刻等の予定があるものを除く)のデータを、事前登録した利用者(ID・パスワードで管理)に対して、直接送信できるようにする。
 - ⇒ 利用者は、**国立国会図書館のウェブサイト上で資料を閲覧できる**ようになる
 - (※) 実際に送信対象とする資料は、**当事者間協議に基づく現行の運用(漫画・商業雑誌等を除外)を尊重**
- ・利用者側では、**自分で利用するために必要な複製(プリントアウト)**や、<u>非営利・</u> 無料等の要件の下での公の伝達(ディスプレイなどを用いて公衆に見せること)を可能とする。

<現行:図書館等にのみ送信可能>





データ送信



図書館等に行って閲覧



【利用者側で可能な行為】

- ①自分で利用するために必要 な複製 (プリントアウト)
- ②公の伝達(非営利・無料等)



絶版等資料のデータを直接利用者に対して送信できるようにする

1.②図書館等による図書館資料のメール送信等

【現行制度・課題】

- ・国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分(「半分まで」というのが一般的な解釈・運用)を複製・ 提供(郵送を含む)することが可能。
 - ⇒ メールなどでの送信(公衆送信)は不可
 - ⇒ デジタル・ネットワークを活用した**簡易・迅速な資料の入手が困難**

【改正内容】

- ・権利者保護のための厳格な要件(次頁参照)の下で、国立国会図書館や公共図書館、 大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物 の一部分(政令で定める場合には全部)をメールなどで送信することができるようにする。
- ・公衆送信を行う場合には、**図書館等の設置者が権利者に補償金を支払う**ことを求める。
 - (※)実態上、補償金はコピー代や郵送代と同様、基本的に利用者(受益者)が図書館等に支払うことを想定。
 - (※) 補償金の徴収・分配は、文化庁の指定する<u>「指定管理団体」が一括して行う</u>。補償金額は、文化庁長官 の認可制(個別の送信ごとに課金する料金体系、<u>権利者の逸失利益を補填できるだけの水準</u>とする想定)

【権利者】 〈現行:紙での複製・提供のみ可能〉









自らの調査研究 目的での複製可

権利者への補償金支払い

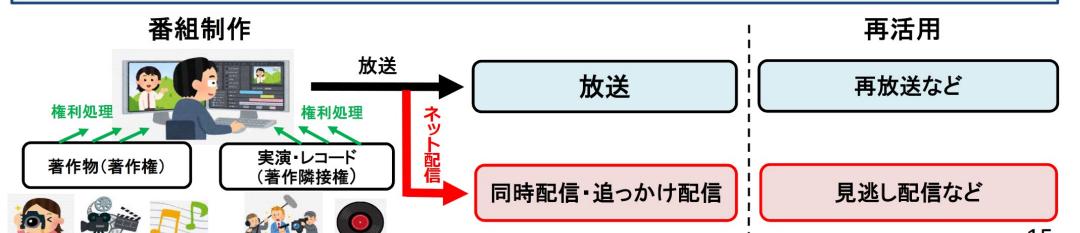
著作物の一部分をメール等で送信できるようにする

補償金支払い

2.放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

【基本的な考え方】

- ・放送番組のインターネット同時配信等は、**高品質なコンテンツの視聴機会を拡大**させる ものであり、**視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要**。
- ・放送番組には、**多様かつ大量の著作物等が利用**されており、インターネット同時配信等を推進するに当たっては、これまで以上に迅速・円滑な権利処理を可能とする必要。
- ・放送事業者の有する権利処理に係る様々な課題に総合的に対応し、著作権制度に起因 する「フタかぶせ」(権利処理未了のために生じる映像の差替えなど)を解消する。
- ・視聴者から見た利便性を第一としつつ、「一元的な権利処理の推進」と「権利保護・ 権利者への適切な対価の還元」のバランスを図り、**視聴者・放送事業者・クリエイター の全てにとって利益となるような措置**を講ずる。



2. ①権利制限規定の拡充

【現行制度・課題】

- ・<u>学校教育番組の放送や国会等での演説の利用</u>など、一定の場合には、<u>権利制限規定</u>に基づき、**権利者の許諾なく著作物等を「放送」することが可能**。
 - ⇒ **「同時配信等」**を行う場合には、これらの権利制限規定が適用されず、**権利者 に事前に許諾を得る必要**(「同時配信等」が円滑に実施できないおそれ)

【改正内容】

・「放送」では権利者の許諾なく著作物等を利用できることを定める<u>権利制限規定</u>に ついて、**全て「同時配信等」にも適用できるよう拡充**する。

<拡充する権利制限規定の一覧>

- ① 学校教育番組の放送等 (第34条第1項)
- ② 非営利・無料又は通常の家庭用受信機を用いて行う公の伝達等(第38条第3項)
- ③ 時事問題に関する論説の転載等(第39条第1項)
- ④ <u>国会等での演説等の利用</u>(第40条第2項)
- ⑤ 放送事業者等による一時的固定(第44条)
- ⑥ 放送のための実演の固定(第93条)
- (※)②は、多種多様な形態での公の伝達(放送・配信される著作物等をディスプレイなどで視聴させること)を認める規定であり、特に権利者に与える影響が大きいと考えられることから、「同時配信」及び「追っかけ配信」を対象としている(「見逃し配信」は対象外)

2.②許諾推定規定の創設

【現行制度・課題】

- ・<u>学校教育番組の放送や国会等での演説の利用</u>など、一定の場合には、<u>権利制限規定</u>に基づき、<u>権利者の許諾なく著作物等を「放送」することが可能</u>。
 - ⇒ **「同時配信等」**を行う場合には、これらの権利制限規定が適用されず、**権利者 に事前に許諾を得る必要**(「同時配信等」が円滑に実施できないおそれ)

【改正内容】

・「放送」では権利者の許諾なく著作物等を利用できることを定める<u>権利制限規定</u>に ついて、**全て「同時配信等」にも適用できるよう拡充**する。

<拡充する権利制限規定の一覧>

- ① 学校教育番組の放送等 (第34条第1項)
- ② 非営利・無料又は通常の家庭用受信機を用いて行う公の伝達等(第38条第3項)
- ③ 時事問題に関する論説の転載等(第39条第1項)
- ④ 国会等での演説等の利用(第40条第2項)
- ⑤ 放送事業者等による一時的固定 (第44条)
- ⑥ 放送のための実演の固定(第93条)
- (※)②は、多種多様な形態での公の伝達(放送・配信される著作物等をディスプレイなどで視聴させること)を認める規定であり、特に権利者に与える影響が大きいと考えられることから、「同時配信」及び「追っかけ配信」を対象としている(「見逃し配信」は対象外)

2.③レコード・レコード実演の利用円滑化

【現行制度・課題】

- ・レコード(音源)・レコード実演(音源に収録された歌唱・演奏)(※1)について、「放送」で利用する場合、事前の許諾は不要。「同時配信等」で利用する場合、事前の許諾が必要。
- ・「同時配信等」での利用について、著作権等管理事業者に よる集中管理等が行われている場合には円滑に許諾を得る ことができる(許諾権が実質的に報酬請求権化している)が、そう でない場合には円滑に許諾を得ることが困難。
- **⇒ 放送で使ったレコードが同時配信等では使えないおそれ**

【改正内容】

・同時配信等に関して、**集中管理等が行われておらず、 円滑に諾諾を得られないと認められるレコード・ レコード実演**(※2)について、**通常の使用料額に相当 する補償金**(※3) <u>を支払う</u>ことで、<u>事前の許諾なく</u> 利用することができるようにする(法律上、報酬請求権化)。 <現行(放送と同時配信等)>

事前許諾不要 (報酬請求権)	<u>事前許諾必要</u> (<u>許諾権</u>)

<現行(同時配信等)>

集中管理等(実質的に報酬請求権)

その他(個別に許諾を得る必要)

<改正後(同時配信等)>

集中管理等 (実質的に報酬請求権)

その他(報酬請求権:許諾不要)

- (※1) 市販されている**商業用レコード(配信音源を含む)**に係るものに限る。以下同じ。
- (※2)(ア)<u>著作権等管理事業者による集中管理が行われておらず</u>、かつ、(イ)**文化庁長官が定める方法** <u>(「音楽権利情報検索ナビ」を想定)により円滑な許諾に必要な情報が公表されていない</u>ものを対象とする。
- (※3)補償金の徴収・分配は、一元的な窓口を設ける(個々の権利者ではなく、文化庁長官の指定する団体が 一元的に権利行使を行う)ことを可能とする(実際に指定するか否かは、対象者の規模や手続コストの負担 等を踏まえつつ判断)。補償金額は当事者間で協議して決定。

2.4映像実演の利用円滑化(その1)

【現行制度・課題】

- ・映像実演 (俳優の演技など) について、「放送」で利用する場合も「同時配信等」で利用する場合も、いずれも許諾が必要だが、「放送」については、初回の放送の許諾を得た場合、契約に別段の定めがない限り、再放送については許諾を不要とする特例(報酬支払いは必要)が存在。
- 「同時配信等」での利用について、著作権等管理事業者 による集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られない場合も存在。
- **⇒ 再放送する放送番組が、同時配信等できないおそれ**

【改正内容】

① <u>初回の同時配信等の許諾を得た場合</u>、契約に別段の定めがない限り、<u>再放送の同時配信等</u>について、<u>集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られないと認められる映像実演(※ 1)について、通常の使用料額に相当する報酬(※ 2)を支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにする。【第93条の3】</u>

<現行(放送と同時配信等)>

		放送	同時配信等
初回	事	前許諾必要 (<mark>許諾権</mark>)	<u>事前許諾必要</u> (<mark>許諾権</mark>)
		初回放送 の許諾	長 特例なし
以降		前許諾不要 服酬請求権)	<u>事前許諾必要</u> (<mark>許諾権</mark>)

<改正後(放送と同時配信等)>

		放送		同時配信等
初回	<u>事</u>	<u>前許諾必要</u> (<mark>許諾権</mark>)	TMIT!	<u> 前許諾必要</u> (<mark>許諾権</mark>)
二回目以降	_	初回放送 の許諾 前許諾不要 報酬請求権)	_	初回配信 の許諾 (※1) 前許諾不要 報酬請求権)

- (※1) (ア) **著作権等管理事業者による集中管理が行われておらず**、かつ、(イ)**文化庁長官が定める方法(芸能** プロダクションのウェブサイト等を想定)により円滑な許諾に必要な情報が公表されていない</u>もの。
- (※2)報酬の徴収・分配は、**一元的な窓口を設ける**(個々の権利者ではなく、**文化庁長官の指定する団体が** 一元的に権利行使を行う)ことを可能とする(実際に指定するか否かは、対象者の規模や手続コストの負担 等を踏まえつつ判断)。報酬の額は当事者間で協議して決定。

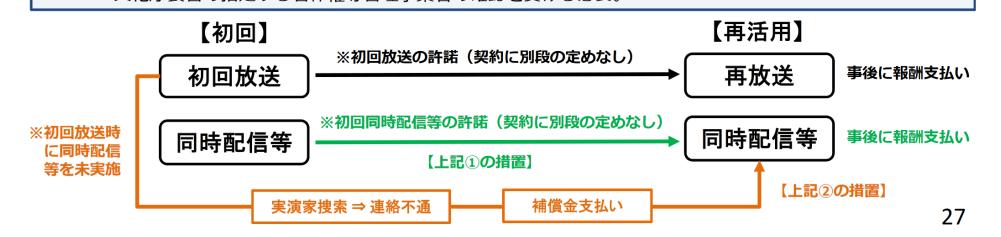
48

2.4映像実演の利用円滑化(その2)

②<u>初回の同時配信等の許諾を得ていない場合(初回放送時に同時配信等がされていない場合)にも、契約に別段の定めがない限り、実演家と連絡するために以下の措置を講じても連絡がつかない場合(※3)には、あらかじめ、文化庁長官の指定する著作権等管理事業者に通常の使用料額に相当する補償金を支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにする。【第94条】</u>

<実演家と連絡するための措置>

- (ア) 実演家の連絡先を保有している場合には、その連絡先に連絡すること
- (イ) 著作権等管理事業者に照会すること
- (ウ) 芸能プロダクションのウェブサイト等において実演家に係る情報が公表されて いないかを確認すること
- (工)実演家を探している旨(実演家の氏名、同時配信等を予定している放送番組の 名称など)を文化庁長官の定める方法により公表すること
- (※3)連絡するための措置を適切に講じたことを疎明する資料を添えて、連絡がつかないことについて、 文化庁長官の指定する著作権等管理事業者の確認を受ける必要。



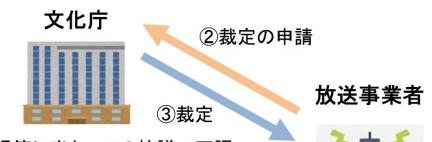
2.5 協議不調の場合の裁定制度の拡充

【現行制度・課題】

- ・放送事業者が、**著作物を「放送」**するに当たって、**権利者に許諾を得るための協議を** 求めたが協議が不調に終わった場合、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相 当する補償金を支払うことで、著作物を「放送」することが可能。
 - ⇒ **「同時配信等」**を行う場合には、**この裁定制度が活用できない**(「同時配信等」 が円滑に実施できないおそれ)

【改正内容】

- ・**著作物を「同時配信等」**するに当たっての協議が不調に終わった場合にも、**この裁定** 制度を活用することができるようにする。
 - (※)あわせて、著作隣接権(実演・レコードなど)についても、この裁定制度を活用できるようにする。



権利者





①同時配信等に当たっての協議⇒不調



4補償金支払い







国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言

国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言 申し入れ

2020年	提言申入	
9月2日(水)	● 山東 昭子 参議院議長● 松村 祥史 参議院議運委員長	
9月3日(木)	大島 理森 衆議院議長高木 毅 衆議院議運委員長財務省 矢野 康治 主計局長	
9月4日(金)	● 森山 裕 衆議院国対委員長	
12月16日(水)	● 麻生 太郎 財務大臣	麻生太郎財務大臣
		国会図書館館長





国立国会図書館の図書等のデジタル化の実現

2019年12月4日

党・知財調査会 デジタル社会知財活用小委「事務局長」就任知財の利用促進として国会図書館資料デジタル化についても検討

2020年9月1日

党・知財調査会として「国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言」をとりまとめ、5年総額207億円の予算措置を要請

2021年1月28日

令和2年度第3次補正予算の成立により、 国会図書館資料デジタル化予算60億円を措置※

2021年5月26日

2021年改正著作権法が成立(2022年1月1日施行) 図書館等による図書館資料の公衆送信を可能化する改正※

2021年12月20日

令和3年度補正予算案の成立により、 国会図書館資料デジタル化予算47.5億円を措置※

2022年5月

デジタル化済みの資料のうち絶版等で入手困難なものについて 国会図書館サイト上での閲覧サービス開始※

知的財產戰略調查会提言 (2021年)

知的財産戦略調査会 提言(2021年) 申し入れ

• 2021年6月3日 井上信治内閣府特命担当大臣 提言申し入れ

デジタル化の進展や産業構造の変化を踏まえて各分野の提言をまとめました

- (1) 「国際標準の戦略的な形成・活用」
- (2) 信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)推進でのイニシアティブの発揮を含む「データ利活用推進」
- (3) 企業価値の向上と更なるイノベーションにつなげる「知的財産の投資・活用の促進」
- (4) 新型コロナの影響を踏まえた「コンテンツ戦略」
- (5) デジタルアーカイブや海賊版対策、国会DX「デジタル社会推進のための知財活用」
- (6) 学校建築でのプロポーザル方式やコンペ方式の採用など「公共調達における知的生産者の適切な選定」





デジタルコンテンツ小委員会 提言

1. デジタルコンテンツの利活用について

- ・次世代デジタル著作権の確立までの工程表の作成
- ・権利情報データベースの整備
- ・簡素で一元的な権利処理を可能とする方策の検討
- ・新しい権利管理や利益分配モデルの社会実装の検討
- ・日本のコンテンツの海外展開支援
- ・国会図書館から利用者への絶版商業雑誌(現に流通している単行本への 影響が大きいものは除く)及び絶版漫画の送信の実現
- ・デジタルアーカイブ社会実現に向けた政府実施計画の作成及び予算措置
- ・デジタルアーキビストの国家資格創設の検討

2. インターネット上の海賊版対策について

- ・発信者情報開示制度の継続的な改善
- ・日本において事業を行う海外のプロバイダに対する外国会社の登記の徹底
- ・外国の裁判所での法的手続を補助する仕組みづくり
- ・日本の捜査機関が効果的な国際連携により主体的に捜査を行うことが できる環境の整備
- ・十分な予算措置による官民共同での集中的・効果的な取締り
- ・公的裏付けをもった海賊版対策組織の強化

3. 国会のDXについて

- ・立法目的の公衆送信を可能とする著作権法42条改正等の検討
- ・国会審議映像のSNS投稿等を可能とする同法40条改正等の検討







参考:自民党 知的財産戦略調査会 提言(2021年6月1日)

(3) 国会 DX について

令和 3 年通常国会において、デジタル改革関連法案が成立し、本年 9 月にはデジタル庁が発足する等、行政 DX が強力に推進されている。他方、国会の現場はまだまだデジタル化が遅れており、国会 DX は喫緊の課題である。国会 DX の総合的な検討は、政治制度改革実行本部において行われているが、国会 DX を進める際に問題となる著作権法上の論点については、知的財産戦略調査会において検討を行ってきた。

特に、国会図書館が立法活動の補佐として行っている国会議員への資料の複製物の提供がメール等のオンラインではできないこと、令和3年通常国会での著作権法の改正後もなお国会図書館がデジタル化した資料のうち絶版等資料以外のもの(現状約69万点)は、来館せずに議員会館等から閲覧することができないこと等は、デジタル時代における立法活動の効率化のためだけでなく、国会図書館職員の業務の高度化、働き方改革等の観点からも改善が不可欠であるが、現行著作権法上は実現できない。

また、国会議員の国会審議の映像を SNS 等に投稿することについては、デジタル時代における政治的表現の自由の確保、統治機構の透明性向上等の観点から重要であるが、現行著作権法上は、許諾を得ずにその配信を行うことはできない。

以上のように、国会 DX を進める際は、著作権侵害、とりわけ公衆送信権侵害が問題となるが、極めて公益性が高い立法活動における DX が著作権を理由に実現できないということはあってはならない。著作権者の利益を不当に害することにならないよう配慮しつつ、国会 DX を推し進めるための著作権法の改正が求められる。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- 立法目的の公衆送信を可能とする著作権法 42 条改正等の検討
- 国会審議映像の SNS 投稿等を可能とする同法 40 条改正等の検討

参考:自民党「国会のDX」提言(2021年6月18日)

(2) 国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供等の実現

現在、国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供は、著作権法上の公衆送信に該当し、かつ、権利制限規定がないため、実現できない。この状況は、令和3年改正著作権法の施行によって一部は改善されるものの、抜本的な改善とはならない。国立国会図書館が国会議員に対して立法活動の補佐として行う複製資料の提供については、立法の目的という極めて公益性が高い活動であり、著作権法によって阻害されるということはあってはならないはずである。そこで、本年の自民党・知的財産戦略調査会からの提言を踏まえ、著作権法42条改正等を行うことによって、著作権者の利益を不当に害さないことを条件に、早急に、国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供を実現することを提案する。

また、同時に、国立国会図書館がデジタル化した全ての資料の閲覧も実現することを求める。なお、国会議員の活動に係る調査にあたり、例えばイントラネットを通じた情報収集が公衆送信に該当するか否かの定義は、今後も議論すべき課題である。

令和5年著作権法改正:概要

- 1. 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等
 - ① 利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化
 - ② 窓口組織(民間機関)による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化
- 2. 立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置
 - ① 立法又は行政の内部資料についてのクラウド利用等の公衆送信等
 - ② 特許審査等の行政手続等のための公衆送信等
- 3. 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し
 - ① 侵害品の譲渡等数量に基づく算定に係るライセンス料相当額の認定
 - ② ライセンス料相当額の考慮要素の明確化

令和5年著作権法改正:衆参全会一致で成立

件名	著作権法の一部を改正する法律案		
種別	法律案(内閣提出)		
提出回次	2110	提出番号	51

衆議院本会議経過	
議決日	令和5年4月18日
議決	可決
採決態様	全会一致
採決方法	異議の有無

参議院本会議経過	
議決日	令和5年5月17日
議決	可決
採決態様	全会一致
採決方法	起立

出典:参議院HP 議案情報(https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/211/meisai/m211080211051.htm)

1. 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

- 集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者の意思が明確でない著作物について、 文化庁長官に申請を行い、補償金を支払うことで、時限的な利用を可能とする。
- 新制度の手続は、利用者にとって簡素で一元的な権利処理となるよう、文化庁長官による登録や 指定を受けた民間機関が担うこととする。
- 著作権者は、自らの著作物が利用されているとわかった場合には、請求することにより時限的利用を 停止させることができ、利用されていた間の補償金を受け取ることができる。

具体的な利用場面

- 過去の作品のデジタルアーカイブ
 - 過去に製作された映像作品等をデジタルアーカイブするニーズが高まっているが、映像中の一部の権利処理が完了せず映像作品 全体が利用できない事例がある。
 - 権利者が不明・連絡がつかないなど利用の可否が明確でないものについて、新制度を活用することで適法に利用可能となる。

○ 一般ユーザー等の創作したデジタルコンテンツの二次利用

- 個人クリエイターが製作し、ウェブサイトに掲載しているコンテンツの場合、利用を申請する手段がなかったり、連絡をしても返答がなかったりするなど、利用ができない事例がある。
- 新制度を活用することで、適法に利用可能となる。クリエイターもライセンスの機会が確保でき、適切な対価を得ることができる。

○ 複数の著作権者がいるコンテンツの利用

- 一つの作品に複数の権利者がいる場合(例えば、著作権を相続した場合)は、全員の許諾を得ることが必要になる。しかし、一部の者のみ返答がなかったり、連絡先が不明等の場合には利用ができない。
- 新制度を活用することで、適法に利用可能となる。

1. 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

利用の可否等 の意思の確認 (利用者)

> 著作物や その周辺

公式ウェブサイト

データベース/ 検索エンジン による検索

※ 分野横断権利情報 検索システムについて は、登録確認機関で 活用を想定

> 相手の権利者情報 が判明した場合

> > 連絡

申請(利用者)

裁定要件の

確認・決定

(登録確認機関)

使用料 相当額算出

確認

(文化庁長官)

補償金額の 決定

裁定による 利用の決定 支払

(利用者)

補償金支払

(指定補償金 管理機関)

> ※全国を通じて 一に限り指定

補償金管理

新たな裁定制度による利用

(利用期間の上限(3年)内/ 権利者の請求による裁定の取消しがあるまで)

- ※著作権者等からの申出に基づき補償金の支払
- ※裁定取消し後は、ライセンス交渉等に移行
 - ※権利者が現れない場合には、補償金を権利者・ 利用者双方のための事業に支出

公表



要件を満たす場合

申請

手続

現行の裁定制度の活用も可能

※新制度の手続・事務については登録 確認機関が、新制度の補償金管理 業務については指定補償金管理機関 が担う

2.立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置

① 立法又は行政の内部資料としての公衆送信等 (第42条関係)

<現行>

内部資料として紙での複製・提供のみ可能



<改正後>

法律案審議などに当たって他人の著作物を、部局内において クラウド保存やメール送信 (公衆送信) したり、モニターに 映したりすること (公の伝達) ができるようにする



- ※ 現行の複製で認められる範囲と同じ「内部資料」としての公衆送信等 が可能
- ※ クリッピングサービス等既存ビジネスを阻害する「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、公衆送信等は不可

② 特許審査等の行政手続のための公衆送信等 (第41条の2及び第42条の2関係)

<現行>

紙での複製・提供のみ可能



<改正後>

特許審査などに当たって他人の著作物を、データで提出すること (公衆送信) や、オンラインで閲覧したり投影 (公の伝達) したりできるようにする



- ※ 大量の送信等、既存ビジネスを阻害する「著作権者の利益を不当に 害することとなる 場合」には、公衆送信等は不可
- ※裁判手続については、裁判手続のIT化のための各種制度改正に併せて、著作物等を公衆送信等できるよう規定の整備を行う。 (民訴手続については令和4年民事訴訟法等の一部改正法により措置済み)
- ※出版権の制限(第86条)、著作隣接権の制限(第102条)についても必要な整備を行う。

3.海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

現行規定

著作権侵害に対する損害賠償請求については、著作権者の 損害の立証負担を軽減するため、著作権法第114条において、 次のような損害額の算定方法を規定。

(例)

- ・侵害品の譲渡等数量に基づき損害額を算定
- ・ ライセンス料相当額を損害額として請求可

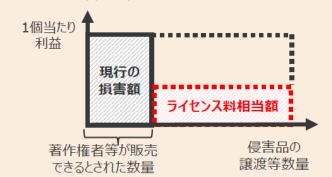
課題

- 侵害品の譲渡等数量のうち、著作権者等の販売等の能力を超える等の数量について、ライセンス料相当額が認められるか条文上明らかではなく、裁判実務上も判然としない。権利者への十分な賠償、侵害の抑止、訴訟当事者の予見可能性等の観点から立法的解決が必要。
- ライセンス料相当額の算定に当たって、ライセンス機会を喪失させたなどの訴訟当事者間の具体的な事情が十分に 斟酌されているか、裁判実務上判然としない。

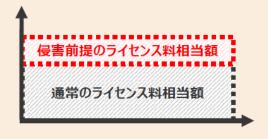
改正の方向

著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取る観点から、著作権法における損害賠償額の算定方法を見直す

✓ 著作権者等の販売等の能力を超える等の部分に係る ライセンス料相当額を損害の算定基礎に追加



✓ 著作権侵害を前提とした交渉額を考慮できる旨明記し、ライセンス料相当額の増額を図る



3.デジタルコンテンツ戦略小委員会

知的財產戦略調査会全体像

知的財産戦略調査会(親会)

小林 鷹之 会長 阿達 雅志 事務局長

① 知財エコシステム戦略小委員会

大野 敬太郎 小委員長 滝波 宏文 事務局長

② デジタルコンテンツ戦略小委員会

山下 貴司 小委員長 山田 太郎 事務局長

③ データ戦略小委員会

平 将明 小委員長 阿達 雅志 事務局長

④ 国際標準化小委員会

大塚 拓 小委員長 三宅 慎吾 事務局長

5 知的創造価値インフラ推進小委員会

石田 真敏 小委員長 井林 辰憲 事務局長

デジタルコンテンツ戦略小委員会:概要

名称

知的財産戦略調査会 デジタルコンテンツ戦略小委員会

体制

小委員長:山下 貴司 衆議院議員 事務局長:山田 太郎 参議院議員

目的

クリエーターその他の権利者及び利用者から幅広い理解と合意を得て、 2023年通常国会に提出予定の著作権制度関連法案を日本の知的 財産戦略を飛躍的に前進させるものとする。また、Web3.0時代の知的 財産戦略に関して、2023年4月末までに一定の見解を示す。

テーマ

- ① クリエーターに対する適切な対価還元のあり方
- ② 著作権制度改革関連法案提出に向けて(2023年通常国会)
- ③ Web3.0時代に向けた法的課題の整理及びルール整備(AI等)

4.2023年提言(概要)

2023年 知的財産戦略調査会提言 概要

1.	知財・無形資産の投資・活用の促進
2.	スタートアップ・大学を中心とした知財エコシステムの強化
3.	知財の活用を支える基盤の整備
4.	デジタル時代のコンテンツ戦略
5.	デジタル社会の実現に向けたデータ利活用の推進
6.	市場創出、国際市場の獲得拡大のための ルール形成・国際標準化の戦略的な推進

1.知財・無形資産の投資・活用の促進

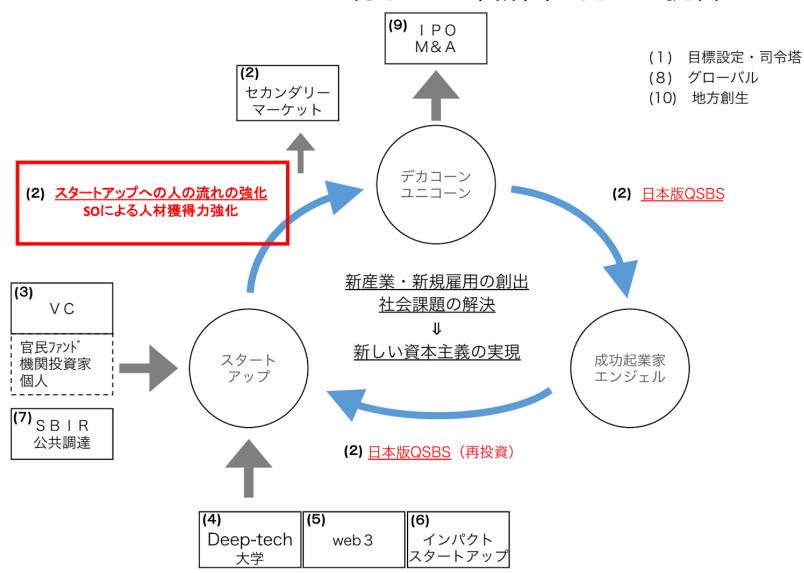
- 日本における知的財産・無形資産に対する投資は諸外国に比べて大きく見劣りしており、我が国のイノベーションは中長期的に低迷
- 企業の市場価値に占める知財・無形資産の割合は米国のS&P500企業では9割に達しているのに対し、 日本のNIKKEI225企業では3割程度
- 知財と人財を回すべく、企業が、知財・無形資産戦略と人的資本戦略等との統合的な戦略に基づき、イノベーション人財の育成、知財・無形資産の創造を通じて企業の価値向上・持続的成長に知財・無形資産の創造を通じて企業の価値向上・持続的成長につなげていくことが重要
- 改訂「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の企業や投資家・金融機関への浸透等による企業と投資家・金融機関との建設的な対話の促進、企業の開示・ガバナンス改革の進捗をフォローアップし、好事例の収集等の更なる浸透策を検討
- 投資家が企業の知財・無形資産の投資・活用状況を把握し対話により企業価値を高める責務について、「スチュワードシップ・コード」次期改訂に盛り込むことを検討
- スタートアップ等がのれんや知財等の無形資産を含む事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる「事業成長担保権(仮称)」制度の早期創設、及び、金融機関における実施態勢のあり方等の検討
- 企業の知財・無形資産戦略について、人的資本戦略等との一体的、統合的な戦略構築と開示を、SX (サステナビリティ・トランスフォーメーション) 銘柄の運用等を通じて推奨

2.スタートアップ・大学を中心とした知財エコシステムの強化

- 大学が研究成果の社会実装機会を最大化する「知の社会実装のハブ」となり、大学の研究成果をスタートアップ等が活用できるよう、経済界との調整を経て今年3月に策定・公表された「大学知財ガバナンスガイドライン」の浸透等を通じ、スタートアップや大学を中心とした知財エコシステムを強化することが必要
- スタートアップの知財を活用した成長を支援するため、知財専門家やベンチャーキャピタルによる支援体制等 の強化も必要
- ■「大学知財ガバナンスガイドライン」を、国際卓越研究大学制度や地域中核・特色ある研究大学強化促進事業等の大学改革関連施策において活用し、全国の大学における知財マネジメント・知財ガバナンスを推進
- 大企業や大学に蓄積された知財を見える化し、スタートアップへの仲介・マッチング機能を強化。権利者に第三者へのライセンス意思の表示を促すインセンティブを検討
- スタートアップの事業戦略・知財戦略の構築を支援する人材の育成、及び、副業・兼業等を通じた人材流動の円滑化の検討
- スタートアップやベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣や、スタートアップでの事業化を目指す技術を有する大学等への外国出願補助等の支援の拡充
- 大企業がスタートアップに経営資源を提供することで自社の企業価値向上につながる取組を促進(改訂「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の周知徹底等)

スタートアップ支援

スタートアップ育成5か年計画に向けた提言



3.知財の活用を支える基盤の整備

- 我が国企業がグローバルな競争に打ち勝つためには、イノベーションの原資となる研究開発成果を迅速かつ 的確に知財権として保護することが重要
- 開発成果を迅速かつ的確に知財権として保護することが重要。特に、知財先進国としてのイニシアティブの発揮の大前提となる「世界最速・最高品質」の水準にある我が国の特許審査については、AI 等の技術を活用しながら、長期的にも現在と同程度の水準を堅持するとともに、スタートアップなど我が国企業の革新的技術力の迅速な保護に貢献していくことが不可欠
- 出願審査の請求から権利化までの審査期間について、10年後においても14か月以内を堅持
- ■「世界最速・最高品質」の審査水準を維持するとともに、経済安保法に基づく特許出願の非公開制度を強力かつ確実に実施すべく、必要な審査官の定員確保を含めた審査体制の整備
- スタートアップ等によるイノベーションの創出を促進するため、特許審査の段階でのプッシュ型支援を早期に実施

4.デジタル時代のコンテンツ戦略

- 令和5年著作権法改正による新たな裁定制度の施行に向けた窓口組織の整備、分野横断権利情報検索システムの構築等に向けた公的支援、著作権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の研究・検討など、著作権制度・関連政策の改革を推進。
- デジタルアーカイブ振興法(仮称)を制定。デジタルアーカイブの推進体制・推進計画、財源措置等に係る基本的な枠組みを整備。ボーンデジタルのコンテンツメディアの長期保存や、「新たなマンガナショナルセンター構想」の具体化・実現等を推進。
- 令和 5 年不正競争防止法改正による仮想空間上のデザイン保護(商品形態模倣規制)について、制度の適切な周知。メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応方策等を整理し、ガイドライン等を通じて周知。
- 海外海賊版サイトの運営者摘発に向け、国内犯として処罰可能な場合についての法的整理を行うほか、国際執行の強化や正規版流通の促進に向けた予算措置を拡充。海賊版運営等に利用される各種民間サービス(動画投稿サイト、CDNなど)についての必要な対策を推進。
- クリエイターへの適切な対価還元の促進に向け、プラットフォーマーが果たす役割、バリューギャップへの対応、取引透明化、国際的な制度との調和による販売力の強化等の視点を含め、デジタル時代に即した新たな対価還元の仕組みを構想。
- 我が国コンテンツ産業の構造転換と「世界で売れる」作品づくり・販売戦略の積極的展開に向け、各分野の事業再構築、担い手育成・就労環境改善、世界水準の制作環境構築、販売力・交渉力の強化、競争政策上の課題への対応等を推進。
- 生成系AIをめぐる知財法上の課題について法的考え方を整理。著作権法上の課題等に関し、ソフトローの整備や文化政策・競争政策のあり方等を検討。AI政策とデジタルアーカイブ政策との戦略的な連携を推進。

5.デジタル社会の実現に向けたデータ利活用の推進

- イノベーションを促進するためには、データ連携・共有の価値、ユースケースの共通認識を形成するとともに、 成功事例の創出、共有が重要
- 個別の分野ごとに、個々のデータ取引のリスクに応じたルール実装が必要
- 新しい「重点計画」において、データ戦略が政府の中心課題として整理・実行されることを明確化し、各施策を着実に推進
- 「ルール実装ガイダンス」を活用するなどして、重点分野等におけるルール実装の取組を早期に実現できるよう加速化して推進
- 企業間取引データのデータ連携を行うデータ連携基盤をルールの整備と実装を含めて推進
- 生成系AIにおける日本語バイアス等の問題に対応するため、様々なデータ・コンテンツのアーカイブ化を進める基本的な枠組みの整備により、AIによるデータ利活用を推進する環境を整備
- DFFTについて、日本が先導的に推進し、政府と民間が協働するマルチステークホルダーによる国際的な枠組みを実装し、プロジェクトの成功事例の創出、各国・地域との共有などを推進

DFFT: Data Free Flow with Trustとは

安倍総理が2019年1月のダボス会議で提唱したデータ流通に関するコンセプト

(※以下「デジタル時代の新たなIT政策大綱」(IT総合戦略本部, 2019年6月7日決定)より抜粋)

- ■「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す、というコンセプト」。(パラ41)
- ■「DFFT(信頼性のある自由なデータ流通)のコンセプトに基づく「国際データ流通網」を広げていくことを目的として、より多くの国との間で、デジタル貿易ルールの形成(注)等を促進することが求められる」(パラ42)

(注)世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(2019.6.14閣議決定): DFFTのコンセプトに基づく「国際データ流通網」を広げていくことを目的として、より多くの国との間で、デジタル貿易ルールの形成等を促進するため、電子商取引の貿易関連の側面に関するWTO交渉について、早期の交渉妥結に向け、日本がWTOにおける議論の加速化に積極的に貢献する。(脚注66)

Data Free Flow with Trust (DFFT)

自由で開かれたデータ流通

データの安全・安心

安倍総理(当時)の2019年ダボス会議における演説(抜粋)

(2019年1月)

● 私は本年のG20サミットを,世界的なデータ・ガバナンスが始まった機会として,長く記憶される場と致したく思います。データ・ガバナンスに焦点を当てて議論するトラック,大阪トラックとでも名付けて,この話合いを,WTO(世界貿易機関)の屋根の下,始めようではありませんか。



- 皆様, 時は熟しました。我々, 皆承知のとおり, これから何十年という間, 私たちに成長をもたらすもの, それはデジタル・データです。そして何かを始めるなら, 今がその好機です。
- そこで、**私たちがつくり上げるべき体制は、DFFT(データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト)のためのもの**です。非個人的データについて言っているのは申し上げるまでもありません。第四次産業革命、そして同革命がもたらす、私たちがSociety 5.0と呼んでいる社会がメリットを及ぼすのは、私たち個人です。巨大で、資本集約型の産業ではありません。
- 新たな現実とは、データが、ものみな全てを動かして、**私たちの新しい経済にとって DFFT、つまりData Free Flow with Trustが最重要の課題となる**ような状態のことですが、そこには、私たちはまだ追いついていないわけです。
- この際, 大阪トラックを始めて, それをとても速いトラックとする。そのための努力は, 私たち皆が共にできるといい, 米国, 欧州, 日本, 中国, インドや, それに大きな飛躍 を続けているアフリカ諸国が, 努力と共に成功を共有し, それでもって, WTOに新風が 吹き込まれるというふうになればと願います。

G7群馬高崎デジタル・技術閣僚宣言(DFFT)

前文

- インド、インドネシア、ウクライナの招待国、ERIA、ITU、OECD、国連、世界銀行の国際機関からも代表者が参加。
- ロシアによるウクライナ侵略がデジタルインフラに与える影響を引き続き注視。
- データが果たす重要な役割を認識し、DFFT (Data Free Flow with Trust) の下、データの 越境移転の可能性を最大限に活用するための国際政策議論を推進。
- 新興技術やAIを含むデジタル技術の恩恵を生かした経済成長に貢献。
- デジタルジェンダーデバイドを含むデジタルデバイドを解消する観点から、協力強化に向けたコミットメントを確認。様々な都市やコミュニティにおけるデジタルデバイドを解消やコネクティビティの促進に向け、G7都市大臣会合の成果に期待。

(1) 越境データ流通及び信頼性あるデータの自由な流通の促進

- データの越境移転時の課題解決につながる、**DFFT具体化に向けて取り組むべき優先分野** (データ・ロー カライゼーション、規制協力、信頼された政府のデータへのアクセス、データ共有) に合意。
- DFFT具体化のための国際枠組み (Institutional Arrangement for Partnership: IAP) の立ち上げに合意。(※1)

※1 データの越境移転に係る多様な「障壁」を除去・縮小するため、 政府と民間(企業、大学など)が 国際的に協働するための「場」を提供

【参考】IAPで実施が想定されるプロジェクト(例):透明性の強化、データの品質に関する認証や技術に関する協力、プライバシー (PETs/RegTech活用)、その他制度間の相互運用性の確保 など

G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合 DFFTに関する付属書

【DFFT具体化のためのG7ビジョン及びそのプライオリティ】

- ◆ IAPにおいて、ステイクホルダーや政府関係者等のデータガバナンスに関する専門家のコミュニティが、以下課題 について検討することを求める。
- 既存の規制要件に適合的なデータ流通を可能にするための相互互換性のある政策、ツール、プラクティスの開発
- DFFTに対する主要な阻害要因(impediments)及び課題(challenges)
- プライバシー強化技術 (PETs) などのDFFTに関連のある技術開発
- モデル契約条項などのDFFTを可能にするリーガル・プラクティスや国際プライバシーフレームワーク等の認証メカニズム
- ◆ 2021年のDFFTに関する協力のためのロードマップや2022年のDFFT促進のためのアクションプランに基づき、G7が特定した以下の4分野について、特に注意を払うことをIAPに求める。
 - データ・ローカライゼーション:データガバナンスや正当な公共政策の目的のために様々なアプローチがあることを考慮にしつつ、データ・ローカライゼーション対策による経済社会への影響を踏まえた上で、具体的な進捗を目指す。
 - **規制協力:**プライバシー強化技術(PET s)やモデル契約条項などのアプローチ、透明性の向上などにより規制情報へのアクセスや優れた規制慣行を促していくなどの協力を促進。
 - 信頼された政府のデータへのアクセス:「OECDの民間が保有するデータへの政府のアクセスに関する宣言」を歓迎し、他の国にもこの原則への署名を奨める。共通の理解を民主主義的な価値と法の支配と矛盾する個人データへの政府アクセスを防止すべく、適切なリスクベースアプローチに関する共通の理解をさらに深めるように努める。
 - **データ共有:**ヘルスケア、グリーン/気候変動、モビリティ(自動走行のための地理空間情報プラットフォームなど)などの優先分野におけるデータ共有を促進すべく、デジタル証明書やデジタル・アイデンティティに係る技術やユースケースの役割を支持。
- ◆ IAPを立ち上げる過程において、この国際的な取り組みを進めていく上でOECDが適切な経験と専門性を有していることへの我々の信頼を表明。

6.市場創出、国際市場の獲得拡大のためのルール形成・国際標準化の戦略的な推進

- ●標準化は経営戦略の中核をなす重要なマーケティング戦略に他ならず、企業だけでなく、国の重要な産業 政策であるが、先行する欧州、近年急速に存在感を増す中国に比し、我が国の取り組みは、官民の意識の 希薄さ、施策・体制の脆弱さなども含め、非常に憂慮すべき状況
- 日本企業がモノ作りに加え、国際標準化というルール作りへの能動的な取り組みを通じ、海外などで新たな 巨大な市場を創造、その新市場で先行者利益を獲得し、経済成長につなげることが必要
- 経済戦略への埋め込み
- ■政府内での産業政策の浸透
- ■人材の育成
- 国内支援サービス基盤の強化
- ■「標準化による市場創造基金」の創設
- ■「標準化による市場創造本部」の設置検討を含め、司令塔機能の強化

国際標準化

国際標準化団体(Standard Development Organization)

国連

- ISO
- ITU

国内・地域

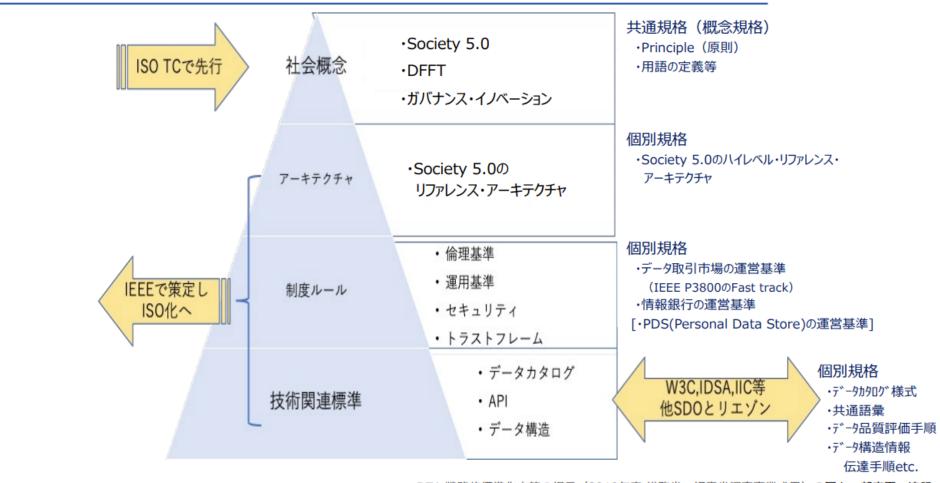
- JIS
- NIST
- ETSI

産業界

- IEEE
- 3GPP
- IETF
- W3C

国際標準化

DSAにおける国際標準化戦略



DTA 戦略的標準化方策の提言(2018年度総務省、経産省調査事業成果)の図を一部変更・追記

国際標準化

EUの国際標準化(ブリッセル効果、規制の先導、輸出)

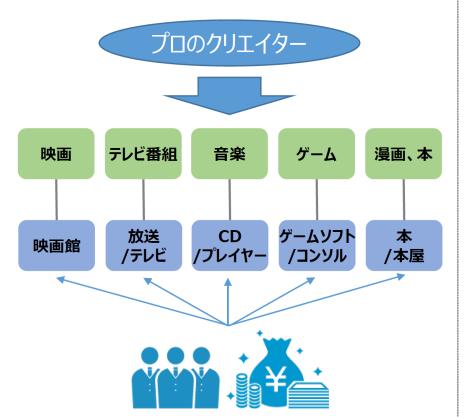
- 1. 現行法
 - · 競争法(EU単一市場形成)
 - ・ GDPR (一般データ保護規則)
 - · REACH規制 (化学品に関する情報開示規則)
- 2. 検討中
 - DMA (デジタル市場規則)
 - DSA (デジタルサービス規則)
 - DD指令(企業持続可能性デューデリジェンス)
 - ※ AI規則 (DSAの一部として)

5.デジタル時代のコンテンツ戦略

UGC時代のコンテンツ流通

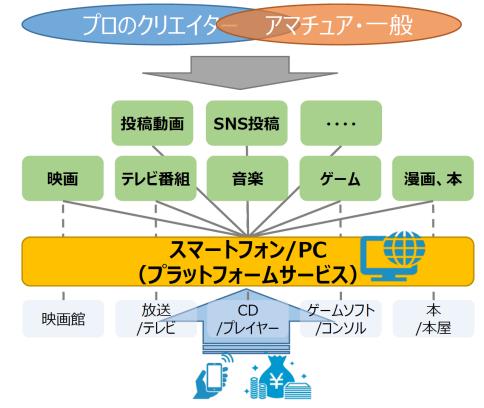
従来のコンテンツ流通

- 既存のプロ同士の互いの顔が見える世界
- 個別コンテンツ分野毎の固有の流通経路



デジタル時代のコンテンツ流通

- デジタル化による配信限界費用の低減、消費の地理・時間的制約からの解放 →流通量の拡大
- プロに加えてアマチュア・一般人を含む新たな制作の担い手が出入り
- デジタル配信で流通経路は多様化、互いの顔のわからない世界へ





権利者・利用者双方にとって流通量・利益をさらに拡大できる機会 取引関係や市場参加者が多様化。権利処理等の取引コストの低減が必須に ゼロサムからプラスサムへ

1. 著作権制度・関連政策の改革の推進

● 現状·問題意識

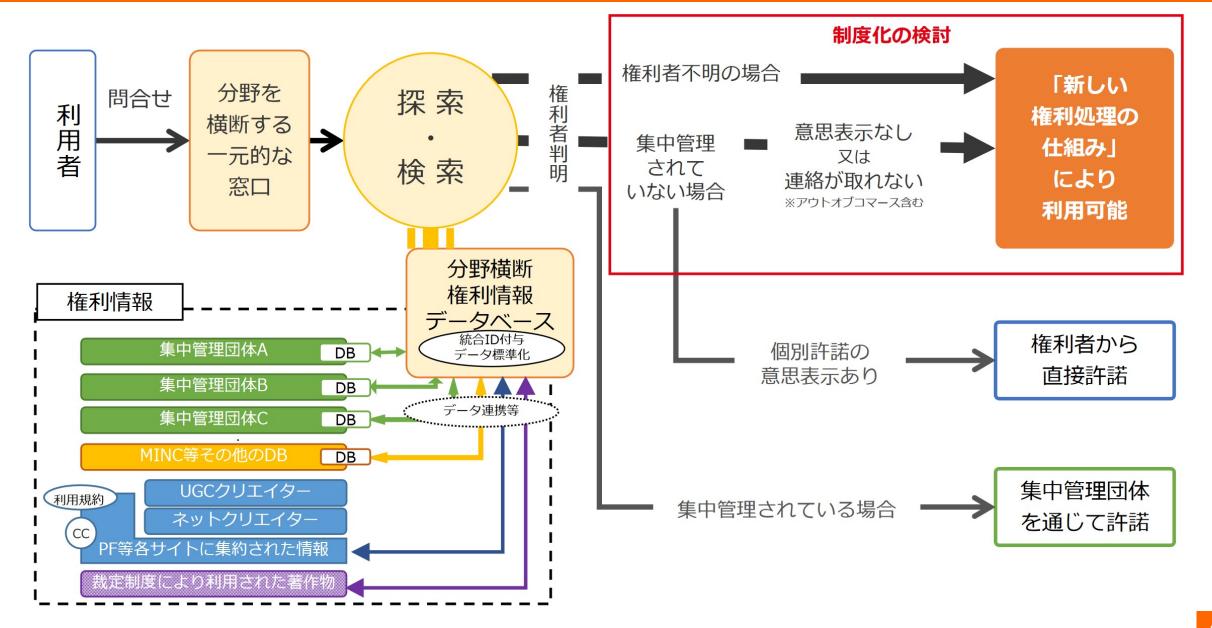
デジタル化の進展に伴い、コンテンツの流通量の増大や取引形態の多様化が進む中にあって、膨大かつ多種多様な著作物の権利処理にかかる手間・時間的コストをいかに低減できるかが、コンテンツ・エコシステムを活性化させる上での最大のカギとなっている。

このような中、令和5年通常国会においては、簡素で一元的な権利処理の実現を目指した新たな裁定制度(未管理著作物裁定)の創設や、国会・行政のDX等を内容とする著作権法改正法案を提出し、これが成立した。これらを踏まえつつ、改正著作権法の施行に向けた必要なインフラ整備など、更なる取組を推進し、デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革を実現していく必要がある。

1. 著作権制度・関連政策の改革の推進(提言)

- ①新たな裁定制度については、簡素・迅速な手続きの実現を目指し、アウトオブコマースを含めた著作物の利用促進や利用期間(3年)のスムーズな更新の確保など、制度運用の具体化を図るとともに、権利者・利用者双方のメリットを最大化するよう、両者の協力を得つつ、窓口組織の整備等の施行準備を進めていく必要がある。
- ②さらに、デジタル時代のスピードに対応し、権利処理にかかる手間・時間コストを大幅に削減するよう、分野ごとの権利情報データベース及びこれらと連携した分野横断権利情報検索システムの構築を十分な公的支援によって推進するとともに、プラットフォーマー・通信事業者等の協力も得つつ、デジタルライセンス市場の形成に向けた実証実験を行うなど、デジタルで一元的に完結する仕組みを目指すべきである。その際、ジャパンサーチなどデジタルアーカイブとの連携を図るべきである。
- ③司法判断が技術的な観点や国際的な観点も含めて広い視野に立ってなされるよう、著作権侵害訴訟等における第三者意見募集制度について、制度の研究及び導入の検討を進めるべきである。
- ④これらを含め、デジタル時代における著作権法の整備の在り方について、引き続き検討すべきである。

分野横断権利情報データベース(統合ID付与・データ標準化)



第三者意見募集制度(特許法に令和3年導入、著作権法なし)

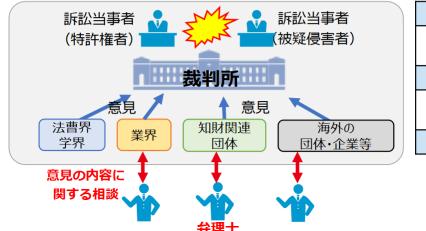
(3) 知財基盤の強化

【特·実·弁】

①特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入

- 特許権侵害訴訟の判決は、訴訟の当事者のみならず、<u>他の業界に対しても、その事業活動に対して多大な影響</u>を与えることがある。
- 裁判官が影響を受ける全ての業界の事業実態などを踏まえて判断することが望ましいが、<u>当事者にとって、他の業</u>界の事業実態などに関する証拠収集が困難な場合があり、当事者の証拠収集を補完する必要がある。
- このため、特許権侵害訴訟において、当事者の申立てがあれば、裁判所が必要と認めるときに限り、広く一般の第 三者に対して裁判に必要な事項について意見募集を行うことができ、当事者が集められた意見を証拠として活用で きる旨の規定を設ける。
- <u>さらに、知財の知見を有する専門家である弁理士が、「第三者意見募集制度」における相談に応じる業務を弁理</u> 士の業務として追加し、第三者の的確な意見書作成を支援できるようにする。

【イメージ】



【制度の概要】

意見募集の主体・意見の提出先	裁判所
意見を提出できる者	限定しない (広く一般の第三者が提出できる)
対象の事件	特許権・実用新案権に係る侵害訴訟
対象の審級	第一審(東京地裁·大阪地裁)· 控訴審(知財高裁)
意見募集の時期・期間	裁判所の裁量

11

2.データ利活用に係る社会インフラとしてのデジタルアーカイブの整備促進

● 現状·問題意識

デジタルアーカイブは、イノベーションの源泉ともいうべきデータやコンテンツの共有基盤となり、社会のあらゆる面における知的活動を支える役割を果たしており、デジタルアーカイブの整備を通じ、これらの知的資産をフル活用できる環境を構築していくことが重要である。

また、生成系AIにおける日本語バイアス等の問題に対応していく上でも、日本語コンテンツ等のデジタルアーカイブ化が重要となるほか、日本のコンテンツの強みを活かしたAI開発等を推進するに当たっても、デジタルアーカイブの活用が想定される。以上の認識の下、データの利活用に係る社会インフラとして、デジタルアーカイブの整備を推進していく必要がある。

2.データ利活用に係る社会インフラとしてのデジタルアーカイブの整備促進(提言)

- ①デジタルアーカイブ振興法(仮称)を制定し、データ利活用に係る社会インフラとして包括的データ 戦略等におけるデジタルアーカイブの位置付けを明確にし、その理念の下、推進体制や推進計画、必 要な財源措置等に係る基本的な枠組みの整備、地域レベルのデジタルアーカイブ支援拠点の設置 推進、デジタルアーカイブを支える人材育成、多言語字幕化・音声読み上げ等の支援等を、民間関 係者等と一体となって目指すべきである。また、裁判記録や行政文書等の公文書について、閲覧等 制限がかかったものや要機密情報が含まれるものも含め、早急なデジタルアーカイブ化を進める必要が ある。
- ②経年劣化による毀損のおそれが高いボーンデジタルのコンテンツメディア(パッケージ系電子出版物)について、長期保存を可能とするよう、国立国会図書館におけるマイグレーション等の取組を計画的に推進するとともに、デジタル版のニュースやデジタルリリースの音楽・映像等の納本制度の対象化とすることの検討を進めるべきである。
- ③我が国が誇るマンガ・アニメ・ゲーム等の文化資源について、デジタルアーカイブを含めた収集・保存、 利活用を促進するための中核ともなる、「新たなマンガ・アニメ・ゲーム等のセンター構想」を具体化し、 その実現を図るべきである。

メディア芸術センター構想(新旧)

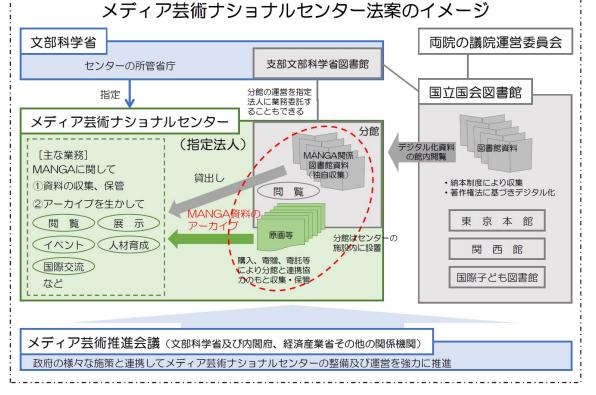
見直し案

国立メディア芸術総合センター(仮称)基本計画に基づき、独立
行政法人国立美術館にセンターを設置(予算措置のみ、立法不要)
②

資料の収集・保管、閲覧、展示、イベント、人材育成、国際交流

デジタル化・配信*

議員立法として、指定法人によるセンターの設置、同センターへの国立国会図書館 支部図書館の設置及び関連省庁の連携等をワンパッケージで定める



従来案

出典(上) MANGA議連2022年12月7日説明資料

出典(下) MANGA議連2022年4月8日説明資料

3.仮想空間における知財保護等への対応

● 現状·問題意識

メタバース等の新たな潮流を、我が国コンテンツビジネスのチャンスとして活かしていくためには、その隘路となり得る法的課題への対応や、コンテンツホルダーの権利保護、利用者保護等の対応を、適切に行っていくことが必要である。

メタバース等におけるデザイン保護の対応としては、仮想空間上での商品形態模倣品の提供行為を防止するよう、不正競争防止法の改正を行うべく、所要の法律案(知財一括法)を令和5年通常国会に提出したところである。

以上を踏まえつつ、官民の連携の下に、ソフトローを含めた必要なルールの整備と周知を進めるなど、仮想空間における知財保護等の新たな課題に適切に対応していく必要がある。

メタバース:メタバースへの流れ

オンラインゲームからメタバースへ

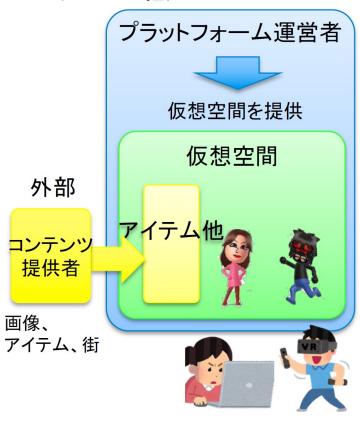
オンラインゲーム (どうぶつの森他)

ゲーム運営者 自社の仮想空間内で自社 サービスやコンテンツを提供 仮想空間



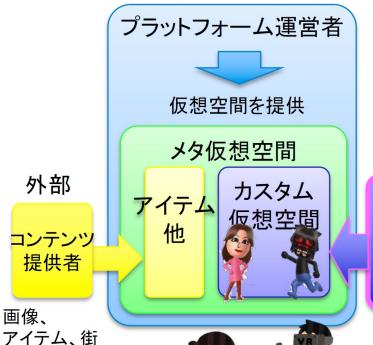
事業者に閉じた 仮想空間

旧世代的なメタバース (Fortinte他)



外部事業者によるコンテンツ も提供する仮想空間

いまどきのメタバース (VRChat、The Sandbox、Roblox他)



画像、

外部事業者による仮想世界を を実現するメタな仮想空間

Ichiro Satoh

外部

パーティー

仮想世界

提供者

プログラム

コンテンツ

コード+

メタバース空間等における模倣行為の防止(令和5年改正)

- 現行法では、有体物の商品を想定し、他人の商品形態を模倣した商品(酷似したモノマネ品)の提供行為 (形態模倣行為)を不競法で規制。
- 近年、デジタル技術の進展、デジタル空間の活用が進み、現行法では想定されていなかったデジタル上の精巧な衣服や小物等の商品の経済取引が活発化。
- このため、有体物に加え、デジタル空間上の商品の形態模倣行為 (電気通信回線を通じて提供する行為) も規制対象 とし、デジタル空間上の商品の保護を強化。

※なお、形態模倣行為以外の、商品に関する不正競争行為(周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為、誤認惹起行為)は、無体物の 商品を含め、デジタル空間上の行為(電気通信回線を通じて提供する行為)に対しても現行法で既に規定済。

形態模倣行為:

他人の商品形態を模倣した商品を提供する行為

(不正競争行為)

※画像提供:chloma

(保護期間は販売開始から3年まで。衣服など流行の早い商品が対象)



デジタル空間上の 形態模倣行為も対象に

デジタルとリアルで 類似したファッション例



※類似品は加工して作成したイメージ

リアル 空間







類似品

模倣の主要な判断要素 ①商品形態の類似性 ②販売・開発のタイミング等



デジタル 空間





今回の法改正により規制対象となる行為

3.仮想空間における知財保護等への対応(提言)

- ①不正競争防止法の改正については、その施行に当たり、著作権法等によるデザイン保護との違いについてわかりやすく説明するなど、制度の周知を適切に行う必要がある。
- ②メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応について、関係事業者や、メタバースユーザー、コンテンツホルダー等において留意すべき事項や、有効な対応方策等の整理を行い、ガイドライン等を通じて周知を図るべきである。

4.インターネット上の海賊版対策と正規版流通促進の強化

● 現状·問題意識

海外海賊版サイトによる被害は、マンガ等の海賊版について、出版社等の対策チームが法的措置を進めていた大型サイトが相次ぎ閉鎖となったものの、後継サイトの出現等が続いている。また、中南米等におけるアニメ海賊版サイト等の被害も拡大している。

これらの状況を踏まえ、インターネット上の海賊版対策と正規版流通促進について、更なる対応強化を図っていくことが必要である。

- 世界全体ベースでの推計結果として、前回調査対比で約5倍程度の上振れ(約2.0兆円~約2.2兆円)と、世界的な被害の増加が伺われる
- 被害増加の要因としては、ゲームの被害を織り込んだ点を除けば、海賊版経験者・海賊版消費本数・転換率の増大によるものと思料

2019年調査 被害額推計 3300億円超

今回調査 被害額推計 2.0兆円超

テーマ	サマリ
推計対象	・ 推計では海賊版流通額(広義)、および、海賊版被害額(狭義)の両項目を推計
推計の前提	 有効回答のみを抽出するため、アンケート請負企業(GMO社)側および調査チーム側の2段階のデータクレンジングを実施 有効回答数として、日本463(/875)、中国190(/554)、ベトナム169(/431)、アメリカ217(/457)、フランス207(/583)、ブラジル171(/495) 消費者アンケートおよび市場規模の金額換算に利用した為替レートは、今回推計に利用した市場規模レポートにおいて利用されていた為替レート
	に則り、2021年の通年平均レートを採用
調査対象項目別の	・世界全体の海賊版流通額(広義の被害)としては、約6.5兆円(アンケート推計)~約7.9兆円(トップダウン推計)
推計結果	・海賊版被害額(狭義の被害)としては、約2.0兆円(アンケート推計)~約2.2兆円(トップダウン推計)
推計結果の比較	・今回推計結果について海賊版流通額ベースでを突合比較すると、4分野合計での乖離幅は83%と、概ね近しい水準に着地と言えるものと思料
	・海賊版流通額ベースでの前回の2019年調査との比較では、アンケート推計で328%、トップダウン推計で412%と、ともに上振れでの推計結果
	• <u>今回調査における世界全体ベースの海賊版被害額では、前回調査で約3,300億円〜約4,300億円であったところ、今回推計では約1.9兆円〜約2.2兆円と、約5倍程度の上振れでの推計結果</u>
2019年の被害規模	
に対する変化の考察	- 調査対象4カ国をベースとして比較した場合の「海賊版経験あり人数」「ひとりあたり海賊版消費本数」「転換率」の要素の増大
	- 2019年調査では被害なしとしたゲーム分野の被害の織り込み

出典:PwC「グローバルエンタテイメント&メディアアウトルック2022-2026」、今回消費者アンケート、PwC Analysis

9

22 ₀

出典

kaizokubanhigai<u>.</u>

researchreport.pdf)

海賊版:中南米における日本アニメの状況

● 例えば中南米では、正規版サイトの訪問者より、海賊版サイトの訪問者の方が多い。

中南米おけるアニメ配信サイト 月間訪問者数およびユニークビジター数

- ブラジル調査会社「Ltahub」社提供データ
- 2022年2月~4月の平均値をもとに算出

中南米スペイン語圏

赤字は正規サイト

ブラジル

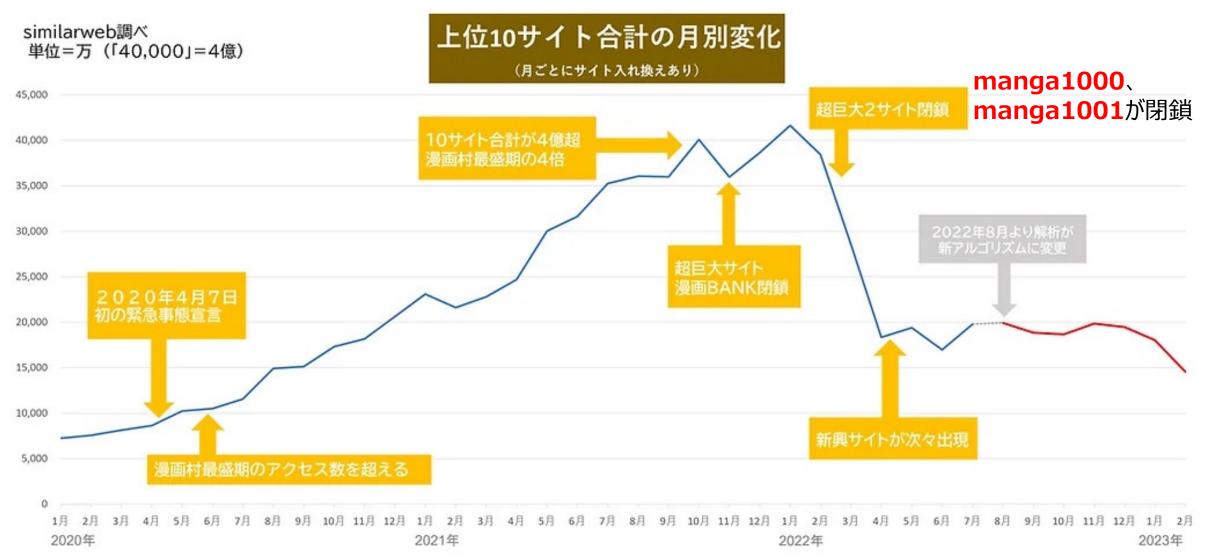
中用不入へ						
# Domain	Average Monthly visits	Average Traffic Share			Global rank	
1 animeflv.net	185,166,667	11,640,000	24.12%Mex	12.57%Col	10.31%Per	230
crunchyroll.com	81,133,333	20,130,000	4.46%Mex	3.37%Bra	2.23%Chi	464
2jkanime.net	31,693,333	3,206,000	20.35%Mex	14.03%Col	11.97%Per	1,655
3animefenix.com	20,906,667	2,615,000	16.93%Per	15.66%Mex	11.77%Col	2,742
funimation.com	18,356,667	5,845,000	2.93%Mex	1.64%Bra	0.78%Chi	4,251
4tioanime.com	10,903,333	815,682	20.27%Mex	13.09%Col	10.89%Per	5,732
5animeflv.cc	10,483,333	1,768,000	19.35%Mex	15.05%Spa	11.90%Arg	-
6monoschinos2.com	5,243,333	1,129,000	22.11%Mex	13.23%Chi	12.26%Arg	4,789
7animeonline.ninja	4,343,333	975,451	26.04%Mex	10.78%Ecu	10.31%Col	8,091
8serieslan.com	3,713,333	696,357	30.73%Mex	12.89%Arg	13.23%Col	17,259
9animeid.tv	3,663,333	547,234	27.74%Mex	13.94%Col	11.91%Arg	18,833
10otakustv.com	3,526,667	929,531	23.67%Mex	13.64%Col	11.09%Chi	19,744
11 jkanime.bz	3,274,333	978,276	23.72%Mex	11.87%Chi	11.02%Per	24,903
12henaojara.com	3,250,333	613,768	30.48%Mex	15.58%Col	10.68%Ecu	26,037
13animeblix.com	3,088,333	551,208	14.60%Mex	14.06%Ecu	11.62%Col	16,945
14mundodonghua.com	2,881,667	463,941	19.54%Col	17.87%Mex	11.08%Per	19,810
15jkanime.video	2,806,333	677,030	22.61%Mex	12.91%Col	11.47%Chi	21,172
16animeyt.es	2,077,000	793,452	27.60%Mex	13.34%Per	12.74%Chi	26,593
17zenkimex.com.mx	1,604,667	539,250	37.46%Mex	14.71%Spa	13.96%Col	25,936
18animeflv.to	1,447,000	391,045	24.75%Mex	13.11%Col	13.03%Chi	46,523
19animelatinohd.com	1,191,000	333,693	29.65%Mex	12.43%Col	10.02%Per	30,048
20ytanime.tv	982,000	363,748	28.08%Col	18.18%Mex	9.58%Per	60,498
21 animeflv.cx	905,000	400,541	20.32%Mex	14.94%Spa	11.41%Chi	57,958
22animeid.to	782,000	288,302	23%Arg	17.76%Mex	11.34%Col	71,441
23ninjinanime.com	595,333	205,712	13.02%Spa	11.93%Mex	10.55%Chi	85,742
24veranime.org	544,000	206,326	21.67%Mex	11.77%Spa	9.92%Ven	121,790
25animemovil2.com	529,333	213,028	24.96%Mex	16.11%Col	11.12%Arg	91,886

# Domain	Average Monthly visits	Aberage Unique visitors 20,130,000	Traffic Share			Glogal rank
crunchyroll.com	81,133,333		4.46%Mex	3.37%Bra 2.23%Chi		464
funimation.com	18,356,667	5,845,000	2.93%Mex	1.64%Bra	0.78% Chi	4,251
1 animesonline.cc	17,106,667	2,740,000	99.70%Bra			2,828
2animefire.net	7,730,000	1,672,000	89.30%Bra	6.66%Por	3.60% Ang	6,569
3anitube.site	7,576,667	1,139,000	72.50%Bra	18.53%Por	3.72% Ang	7590
4animesonline.org	6,960,000	1,344,000	92.20%Bra	6.30%Por	0.50%Ang	10,562
5betteranime.net	6,423,333	544,160	87.30%Bra	11.21%Por	0.34%Par	10192
6animesbr.biz	5,490,000	1,613,000	88.43%Bra	8.25%Ang	2.38%Por	10,841
7animesup.biz	4,390,000	624,231	92.82%Bra	3.73%Ang	1.53%Por	18156
8animes.vision	4,276,667	427,221	90.25%Bra	8.10%Por	0.71%Ang	15,350
9xpanimes.com	3,816,667	1,070,000	92.36%Bra	6.94%Por	0.18% Ang	14377
10animesonlinegames.com	3,197,000	1,109,000	90.37%Bra	6.57%Por	1.72%Ang	20,610
11 subanimes.biz	3,080,333	784,750	89.62%Bra	4.52%Por	4.04% Ang	25055
12meusanimes.net	2,872,333	396,714	88.44%Bra	6.79%Por	1.10%Ang	21,182
13goyabu.com	2,849,333	345,613	90.23%Bra	6.82%Por	2.38% Ang	22867
14animesonehd.xyz	2,769,667	685,070	90.81%Bra	4.07%Ang	3.43%Por	16,608
15animesonline.vip	2,196,333	635,078	87.04%Bra	5.52%Por	2.57%Mex	27626
16animesonline.club	1,681,333	356,829	93.47%Bra	4.08%Por	1.80%Usa	66,413
17animeyabu.com	1,513,667	327,640	94.01%Bra	4.66%Por	0.46% Ang	36713
18animesrubro.net	1,388,667	487,385	89.71%Bra	5.74%Por	2.71% Ang	26,984
19animesgratisbr.biz	1,263,333	239,450	89.24%Bra	5.69%Por	1.59% Ang	36817
20animesorionvip.com	1,249,000	160,124	85.67%Bra	14%Por	0.07%Moz	69,176
21 animestc.net	1,155,333	140,819	78.26%Bra	10.25%Ang	6.86%Moz	57222
22veranimesbr.com	1,065,000	274,308	87.83%Bra	7.54%Por	2.30%Nor	39,535
23animesonlinebr.co	885,333	174,182	90.34%Bra	4.27%Ang	2.24%Por	67301
24animesfalse.com	864,000	864,235	95.62%Bra	2.04%Por	1.51%Ang	40,147
25aniclube.app	764,333	209,090	97.93%Bra	0.84%Por	0.40% Ang	55708

出典: CODAによる調査より

出典: 一般社団法人ABJ(https://www.abj.or.jp/data)

海賊版:マンガを含む違法出版物サイトの状況



4.インターネット上の海賊版対策と正規版流通促進の強化(提言)

- ①海外海賊版サイトの運営者摘発に向け、国際捜査共助の枠組みによる捜査を有効に推進できるよう、海外に拠点を置く日本人・日本企業の著作権を侵害する海賊版サイトについて、国内犯として処罰が可能な場合の法的整理を進めるなど、国際連携・国際執行の強化を図るべきである。
- ②海賊版サイトの運営等に利用される各種民間サービス(動画投稿サイト、CDNサービス、ドメインサービス、検索サイトなど)について、侵害防止措置や発信者情報開示命令への真摯な対応、侵害者への広告報酬支払いの禁止等の必要な対策が取られるよう、民間事業者との協力を推進すべきである。権利保護・権利処理においてプラットフォーマー等が果たす役割についても、整理が図られるべきである。
- ③成果が出ている海賊版サイトへの共同執行や国際執行をより一層進めるとともに、予算措置の更なる拡充を図るため、国をあげて効果的な正規版流通促進を支援する体制を整備すべきである。

海賊版対策

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対 策を段階的に実施する。

できることを着実に 実施

第1段階

著作権教育・意識啓発

官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施する【総務省・文部科学省・経済産業省】

正規版の流通促進

海外市場の獲得を視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主 導の協力関係の構築を図る【経済産業省】

海賊版サイト対策の中心となる 組織の設置

個々の海賊版サイトの特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進する ための民間主導の協力関係の構築を図る【総務省・文部科学省・経済産業省】

国際連携・国際執行の強化

- 国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜 査共助の進展を図る【警察庁・法務省・外務省・経済産業省】
- 諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う【内閣府・ 外務省・総務省・文部科学省・経済産業省】
- 海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック 調査の実施を推進する【経済産業省】

検索サイト対策

・海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進する【文部科学省】

海賊版サイトへの広告出稿の抑制

海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリスト の共有、広告関係団体の自主的ガイドラインの策定・普及の推進を図る【経済産業省】

フィルタリング

- 青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強 化等によるユーザーの利便性向上を図る【総務省】
- ・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体 制の構築を図る【経済産業省】

リーチサイト対策、 侵害コンテンツのダウンロード違法化

- ・リーチサイト対策 (2020年10月1日施行) について、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進め る【文部科学省・警察庁】
- ・侵害コンテンツのダウンロード違法化(2021年1月1日施行)について、国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、 改正法附則に基づき施行後1年を目処として効果検証を行う【文部科学省・総務省】

導入・法整備に向け て準備

アクセス警告方式

・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進するととも に、その効果検証やその他必要な取組について継続的に検討する【総務省】

発信者の特定の強化

ブロッキング

・発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める【総務省】

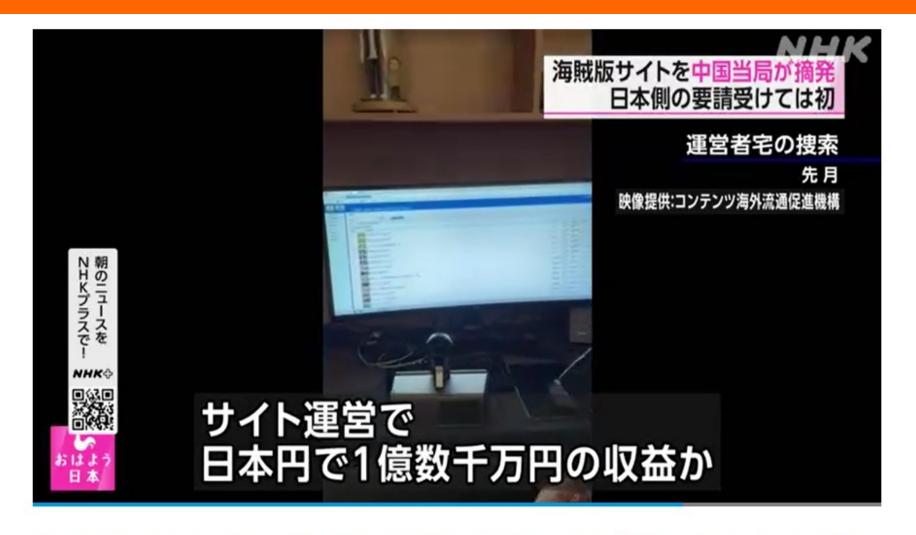
他の取組の効果や被害 状況等を見ながら検討 第3段階

第2段階

・ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討【内閣府及び関係省庁】

※2021年4月9日改訂 ※赤枠は経済産業省が関係する取組

海賊版対策:中国公安当局によるB9GOODの摘発



海賊版サイトを中国公安当局が摘発 日本側 の要請受けては初

海賊版対策:日本アニメ「海賊版サイト」ブラジルで初摘発



※日本アニメの不正配信の年間被害額はブラジルだけで約2000億円とも*

『日本アニメ「海賊版サイト」出典:NHK NEWS WEB 2023年 4

(https://www 3.nhk.or.jp/news/html/ 2 2 4 2 /k 10 1 4 4 9 1 0.html)『日本アニメ「海賊版サイト」 日本側の要請でブラジルで初摘発』、NHK NEWS WEB 20 3年 4月 20日

5.クリエイターへの適切な対価還元の促進

現状·問題意識

我が国発の質の高いコンテンツを持続的に生み出していく基盤として、クリエイターが、コンテンツの利用に応じた適切な収益を得られ、新たな創作活動につなげられるようにする仕組みの構築が不可欠である。

デジタル・ネットワーク化の進展に伴い、コンテンツの流通・利用等の在り方も大きく変化しており、これらを踏まえ、クリエイターへの適切な対価還元の仕組みを構築していく必要がある。

5.クリエイターへの適切な対価還元の促進(提言)

①クリエイターへの対価還元に係る過渡的な措置として、令和4年10月に対象機器(ブルーレイディスクレコーダー)が追加された私的録音録画補償金制度については、追加対象機器に係る補償金の徴収・分配が速やかに行われるよう支援する必要がある。12

②配信プラットフォームや投稿サイトをはじめ、コンテンツの流通・利用形態が急速に変化する中にあって、プラットフォーマーが果たす役割、バリューギャップへの対応、取引透明化、国際的な制度との調和による販売力の強化等の視点を含め、デジタル時代に即した新たな対価還元の仕組みの構想を、簡素で一元的な権利処理の制度化(著作権法改正)を踏まえ、さらにスピード感をもって進めるべきである。

クリエーターへの対価還元

【現状と課題】

- 我が国の制作環境については、従来より、作品の成功による収益が、現場のクリエイターの利益に必ずしも反映されない等の課題が指摘。
- デジタル化の進展に伴い、
 - ・ 個々のクリエイター・制作事業者が、従来のマスメディアを介さず、自己の作品をインターネットを通じて発信、収益化することが可能に。
 - → コンテンツ産業における従来の系列的な構造にも変化。クリエイティブ制作層の独立への流れ
 - コンテンツの流通は、マスメディア主導からプラットフォーム主導へ
 - ※ プラットフォーマーについては、クリエイターにとって、
 - ─ 世界に直結する販路を開く、豊富な制作資金源の提供元となるなど、流通・制作のパートナーとして重要に
 - 収益の分配プロセスに不透明性、バリューギャップの可能性、制作受託時の契約条件などについても留意が必要
 - ※ サービスの利用者が増えるつれ価値が増加する「ネットワーク効果」をもつプラットフォームは、一部の企業に市場支配力が定着しやすい傾向 ~諸外国では、プラットフォームをめぐり、公正競争確保等の枠組みを検討する動きも盛んに
- Web3関連技術を利用した、ピア・ツー・ピアのコンテンツの取引の拡大により、クリエイターと消費者が直接的につながり、新たな経済圏(クリエイターエコノミー)を創出する等の動きも拡大

質の高いコンテンツを持続的に生み出していくためには、グリエイターが作品の利用に応じた適切な対価を得て、それらを基に新たな 創作活動へとつなげる好循環を機能させていくことが重要

- → クリエイターへの適切な対価還元に向け、プラットフォーマーの役割にも留意しながら、必要な対応を検討していく必要
 - ・ クリエイターが自己の作品の視聴データ等について適切な情報開示を受けるなど、取引の透明性を確保。これらを基に適正な取引を促進
 - ・ 諸外国では、侵害コンテンツ対策や、プライバシー情報の保護等の観点から、プラットフォーマーへの関与を強める動きもあること等にも留意
- → クリエイター主導に向けた取組みの推進を図るとともに、新たな対価還元の仕組みについて構想進める必要

【主な施策の方向性】(主な項目案)

- ・ 競争政策、デジタルプラットフォーム政策、著作権政策等の動向を踏まえながら、クリエイター等への適切な対価還元や、プラットフォーム の役割等をめぐる課題について、対応を検討
- ・ クリエイター等への対価還元促進のための方策について、配信プラットフォームや投稿サイト等における著作物の利用状況、対価に関する情報の透明性、権利保護・権利処理において投稿サイト等が果たすべき役割等を踏まえ、検討
- ・ 契約書の標準的ひな形の提供、マニュアルの公開等を通じてフリーランスのクリエイター等を支援

6.我が国コンテンツ産業の構造転換の促進

● 現状·問題意識

デジタル化の時代を迎え、世界のコンテンツ市場は急速に拡大しており、コンテンツ産業は、デジタル経済における成長産業の主役へと躍進している。 デジタル時代のコンテンツ市場はボーダレス化・グローバル化し、巨大プラットフォーマーが伸長すると同時に、よいコンテンツは「世界で売れる」チャンスが拡大している。しかしながら、日本のコンテンツ産業は未だ国内市場を前提とした産業構造から脱却しきれておらず、世界展開を前提としたビジネスモデルへの転換も急務となっている。

このような中にあって、国内の経済界からも、改革に向けた積極的な動きが生じてきている。

6.我が国コンテンツ産業の構造転換の促進(提言)

①日本発IPの国際的なプレゼンスを高め、世界の成長力を取り込むよう、我が国コンテンツ産業の構造転換を促進し、「世界で売れる」作品づくり・販売戦略の積極的展開を図る必要がある。そのため、官民連携による協議の場を設置し、民間の自発的な変革を促しながら、各分野における事業再構築や、担い手育成・就労環境の改善、世界水準の制作環境の構築、販売力・交渉力の強化、競争政策上の課題への対応等を推進すべきである。

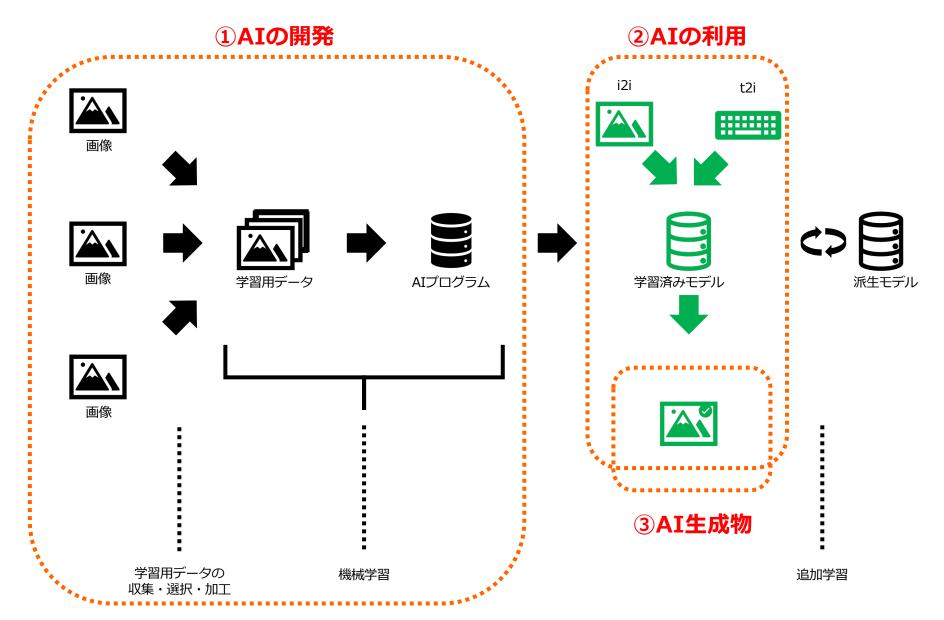
7. AI と知的財産をめぐる課題への対応

● 現状·問題意識

最近における生成系AI技術の急速な進歩により、コンテンツ生成のためのAI利用が広がり、大量のAI生成物が生み出されており、これに伴い、著作権法など知財法上の課題も噴出している。

こうした状況にかんがみ、AIと知的財産をめぐる課題について、関連政策との連携も図りつつ、適切に対応していく必要がある。

AI: AI生成物と著作権問題



令和5年4月3日 決算委員会 自由民主党 山田太郎 出典:山田太郎事務所にて作成

AI:「著作権法30条の4」の課題

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、**著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用**その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

7. AI と知的財産をめぐる課題への対応(提言)

- ①生成系 A I をめぐる知財法上の課題に対応するよう、A I 技術の進歩を促進しつつ、濫用的な使用を防ぎ、我が国の強みとなるコンテンツ産業をより発展させる観点から、具体的事例の把握・分析や法的考え方の整理を行うとともに、著作権法上の課題 * 等に関し、ソフトローの整備や文化政策・競争政策のあり方等についての検討を行うべき。
- *「著作権法上の課題」; 学習用データとしての著作物利用に係る著作権権利制限(著作権法第30条の4)の取扱い、AI生成物の著作物性、AI生成物による著作権侵害の成否など13
- ②総合的なAI施策について、政府における司令塔の指定や継続的に議論・情報収集する会議体の設置、AI政策とデジタルアーカイブ推進策との戦略的な連携を進めるべき。